

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会  
第12回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成27年1月22日（木）9：00～11：47

2. 場所 経済産業省17階第1～第3共用会議室

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 広域的運営推進機関に関する制度設計（第1段階）について
- ・ 適正取引ガイドラインの見直しについて
- ・ 電力システムの増強・敷設に係る発電事業者の費用負担の在り方について
- ・ 第2段階以降の優先給電ルールの在り方について
- ・ 常時バックアップの見直し・部分供給について
- ・ 新たな行政組織について

(中野委員)

- ・ 一般送配電事業者の調整力確保に要する費用の考え方について

(遠藤委員)

- ・ スイッチング支援システムの検討状況について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第12回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日も議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。公正取引委員会調整課の片桐課長代理で本間課長補佐、それから消費者庁消費者調査課の岡田課長、大口自家発電施設者懇話会の添木様、SBエナジーSBパワー株式会社の児玉様、日本風力発電協会の祓川様、それから東京電力株式会社の今井様にご参加をいただいております。ご

多忙のところご足労いただきまして、御礼申し上げます。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○横山座長

皆さんおはようございます。本日も朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうも11時半までを予定しておりますが、議論の状況によりましては30分ほど延長させていただくことをご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、資料3にございますような論点で、たくさんまたきょうもございますけれども、活発にご議論いただければというふうに思います。

それでは、まず資料6シリーズを事務局のほうからご説明していただいて、あと資料4、5というふうにお進めさせていただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

資料4と5につきましては、それぞれご提出いただきました方々に後ほどご説明をいただきますので、私のほうからは事務局提出資料の6-1から6-7までにつきまして、順にご説明させていただきます。今回も資料3として論点一覧をご用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず資料6-1でございます。広域的運営推進機関に関する制度設計でございます。この広域機関は、本年4月1日から発足することが決まっておりますが、発足後、直ちに送配電等業務指針というルールを作成し、国の認可を得る必要があります。本日は、その認可基準の案につきまして、ご提案をまとめております。

右上資料6-1(1)と記しました資料、この1ページをごらんいただければと思いますけれども、広域機関のルールにつきまして、これまでのワーキンググループで個別論点ごとにご議論をいただけてまいりました。ルールとして定める項目を目次のような形で一覧にしたものが、資料の2ページと3ページになります。これらの事項につきましては、個別に全てこれまでこのワーキンググループでご議論をいただけてまいりました。したがって、具体的な認可基準の案、この資料の6ページから34ページまでまとめておりますけれども、新たな論点はございません。それぞれの項目ごとにいつ、どのような資料でご議論をいただけてきたのかということをご付記いたしまして、これまでこのワーキンググループでお出ししている資料を、資料6-1(2)という形で後ろにおつけしております。必要に応じてご参照いただければと思います。

これまでワーキンググループでご議論いただいていた項目としては、この6-1(1)のほうの資料の36ページに論点2として、認可を要しない軽微な変更の範囲につきまして、内容の変更を伴わないものとするご提案、それから38ページにて論点3として財務会計の整理方針、これ、他の認可法人と同様のものとするをご提案しております。この本認可基準案につきましては、本日ご指摘があれば、これも踏まえて上で、今後パブリックコメントの募集を行いまして、最終的な認可基準とし、4月1日の広域機関の発足に備えることとしたいと思っております。資料6-1は以上でございます。

次に資料6-2、適正取引ガイドラインの見直しについてでございます。今後、特に第2弾の電気事業法改正を踏まえた抜本的なこのガイドラインの改正というのを、この小売の全面自由化の時点で行う必要があり、その改正内容につきましては、改めてご議論いただく必要があると考えておりますが、本日のご提案は、本年4月1日に広域機関が発足することなどを踏まえた必要最低限の改正ということでございまして、具体的な改正事項につきましては、この資料6-2の3ページから11ページまでご紹介しておりますが、例えば送配電等業務支援機関、即ちE S C Jとあります記載を広域機関に改正するというものが中心でございます。

このほかに自己託送が法定化されたこと、それから卸市場の活性化については、一般電気事業者などの自主的取り組みが行われていることなども踏まえた最新の状態にアップデートするという改正、それから一般電気事業者の火力入札制度、以前に一度廃止された際の少し古い記載がございまして、こうしたものを最新の状態に修正するという改正をしておりますので、今回、ご提案をしております改定案で、何か新しい判断を行っているという部分はございませんで、必要最低限の改正を機械的に4月1日に向けて行うというものでございます。

このガイドラインは公正取引委員会と経済産業省の共同のガイドラインとなっております、今後、パブリックコメント募集手続きなども行いました上で、4月を目途に改正を実施したいというふうに考えております。

資料6-2は以上でございます。

続きまして資料6-3、電力システムの増強・敷設に係る発言事業者の費用負担の在り方でございます。

資料6-3のこの1ページ目に記載いたしました、現在の託送制度では、電源線の費用、これは特定負担、その範囲は原則として一つ目の変電所までと、こういった形で極力、外形的に判定可能なルールとしておりますけれども、他方で資料の2ページへ行っていただければと思います。最近、再生可能エネルギーの導入拡大などによりまして、電源線の範囲にとどまらない地内システムの増強が必要となり、この場合の系統増強費用の負担の在り方が論点になるというケースが

増加しております。

基本的な考え方として、こうした場合の費用負担を100%一般負担か、100%特定負担、即ち発電事業者の負担とするかといった単純な整理とすることは不適切で、受益者負担という考え方を基本としながら、この一般負担と特定負担の線引きを改めてルール化する必要があるのではないかとということとしております。

そこでこの資料の3ページでございますが、発電事業者の受益割合の考え方、それから一般負担とすべき範囲の考え方、さらには費用対効果を勘案して、増強しない場合の考え方や発電事業者に負担を求めたり、例外的に系統増強を行わない場合における情報公開の在り方といった点について論点提起をしております。

そして、これらにつきまして今後速やかに検討の上、具体的なルールをガイドライン化してはどうかということをご提案しております。

なお4ページに記載いたしました、東京電力、群馬県で実施しましたような系統接続を希望する者の入札公募方式、これは特定負担を前提として、いわゆる特定負担を割り勘にするこの対象者を募集するような仕組みでございますけれども、今回の提案は一般負担と特定負担の境界に関するものでございますので、入札募集はこの特定負担部分について行うものになると、こういう関係でございます。

資料6-3は以上でございます。

次に資料6-4、改革の第2段階以降の優先給電ルールの在り方についてでございます。資料6-4の1ページ、右側に記載いたしましたように、現在はESCJルールとなっておりますけれども、これまでに通常の需給調整以外に発動された事例はございませんでしたけれども、第2段階以降、電気事業者の区分の見直し、計画値同時同量の導入、1時間前市場の創設、そして送配電事業者が第3段階では別会社となる法的分離が予定されております。こうした改革の進展に合わせて、優先給電ルールについても、幾つか見直しが必要ではないかと考えておまして、大きく3点、左側にまとめておりますけれども、ルールの適用のタイミング、それから指令の発動の対象、指令の発動の順位という3点について提起させていただいております。

まず3ページをごらんいただければと思いますけれども、論点1といたしまして、現行の優先給電ルール、これは前日に発動する運用となっております。今後、1時間前までに発電小売事業者間で需給を合わせに行くという仕組みとなっておりますので、それまでは自らの電源による調整、あるいは市場取引などを通じて事業者による計画修正で対応がされるということで、このために優先給電ルールの発動のタイミングも、ゲートクローズ後を基本とする形に見直すべきではないかということをご提案しております。もちろん電源の出力抑制に時間を要するなどの理由

により、必要があれば、ゲートクローズ前の発動もあり得ることが前提でございます。

それから次に5ページの論点2をごらんいただければと思います。優先給電ルールに基づく給電指令とは、電源に対する指令であるべきところ、現行の運用では現行法の事業区分を踏まえまして、特定規模電気事業者、即ちこれは小売事業者でございますが指令対象になると、こういうルールになっております。これは発電側、即ち発電機、あるいは発電バランシンググループをその対象にすることとしてはどうかというご提案でございます。

このような見直しを行った場合には、例えば自家発の方はどういう扱いにするのか。あるいはインバランスの扱いをどうするのか。幾つか解決すべき論点がございます、この論点2についてはさらに解決すべき論点ということで、15ページと18ページに「更なる検討課題」というのを幾つか掲げております。

それから論点の三つ目でございます。これは21ページをごらんいただければと思います。発動順位の見直しでございます。現在の優先給電ルールは、発電も系統運用も行っている一般電気事業者に対してまず自社を抑制し、再生可能エネルギー、自然変動電源の抑制の前には取引所の活用を求める。こういった順位となっておりますけれども、これは一貫体制の一般電気事業者の存在を前提とした枠組みと言えます。

今後、新たな事業区分のもとで、一般送配電事業者が電源に対して指令を行う際に、その電源がこれまでの一般電気事業者に売っているのか、あるいは新電力に売っているのかということを見ながら順位をつけていくということではなく、純粹に電源種別で順位を決めていくという形といたしまして、取引所取引の順位づけは除外するといった見直しが必要ではないかとしております。

具体的には、この21ページの右側でございますような順位のイメージをご提案しております。なおこの発動状況は、広域機関がチェック、検証を行うことが必要である。それから自然変動電源の扱いについては、固定価格買い取り制度の在り方とあわせた議論が必要といった点も付記しております。

さらに22ページでございますけれども、この論点3につきまして、見直しの実施時期について第2段階から行うということとするか、あるいは第3段階で行う、この双方が考えられますけれども、事務局のご提案としては、第2段階から実施するというご提案とさせていただきます。

資料6-4は以上でございます。

続きまして資料6-5、常時バックアップ、部分供給についてでございます。第9回のワーキンググループにてご提案いたしました方向性として、現在の一般電気事業者が発電と小売を一体

で事業を行う場合には、当面、これまでと同様の常時バックアップを求めるという一方で、発電と小売を分社する事業者、現時点では具体的には東京電力が想定されますけれども、この場合の常時バックアップの在り方が論点となっております。

資料6-5の7ページをごらんいただければと思います。発電部門が別会社となった場合に、その経営判断で売電先を多様化していくということが期待されますので、こうした取り組みの進展に応じまして、常時バックアップを段階的に見直して、最終的には廃止する。即ち、新電力が常時バックアップに依存しなくてもよい環境へとつながっていくというふうに考えられます。

一方で、この分社直後の時点で、まだグループの発電小売全体としての圧倒的な市場支配力を有しているという状況も考えられますので、グループ一体として見て、従来と同等の常時バックアップの供給をまずは求める必要があるのではないかとというふうに考えられること、その際のこの対象者の考え方というのを8ページにまとめております。こうした発電と小売を別会社化する事業者につきましてもこの常時バックアップの量と価格の考え方について、9ページにまとめております。

現在の自由化分野につきましては、引き続き新電力の需要獲得分の3割程度ということとすることをご提案しております。それから価格につきましては、現在の常時バックアップについては、小売価格整合ということになっておりますけれども、今後、別会社となりまして、この主体は発電会社ということになりますので、これは小売ということではなくて、グループの小売会社への卸売価格、これと同等かどうかという基準で見っていくということをご提案しております。

それから10ページで、契約窓口をこの発電事業者や持ち株会社に置くことなどをご提案しております。また、こちら、全社共通の論点になってきますけれども、低圧分野への常時バックアップの量につきまして、12ページのところでご提案しております。こちらにつきましては、不等率を勘案いたしまして、新電力の需要獲得分の1割程度とすることをご提案しております。あわせて、その際の契約電力の算定方法につきまして、13ページで整理しております。

次に14ページ以降で、低圧の部分供給についてでございます。部分供給は、一つの需要に対して複数の供給者が供給するという形態でございますので、一般家庭などのこの低圧の需要に対して、この部分供給への要請に応じるということ、一般電気事業者の小売部門に求めることとした場合には、事務コストあるいはシステム対応も極めて膨大、煩雑になるということが容易に想像されるということでございますが、他方で、20ページに少しまとめさせていただきました自由化の中で部分供給を推進してきたという趣旨は、一番大きなものは、これはやはり新電力のベース電源不足ということへの対応ということでございますので、こうしたことも考えまして、常時バックアップが当面しっかり行われる限りにおいては、低圧の部分供給までも一般電気事業者に

求める必要はないのではないかという点を整理しております。

こうした点を踏まえまして、21ページにおいて低圧の部分供給を一般電気事業者に求めることは行わないことというご提案、またここでは、案が二つございますけれども、案②として、高圧の500キロワット未満の、高圧の中でも小口の需要につきまして、ここについても、部分供給への対応を求めるという対象から除外していくべきというオプションも記載しております。22ページに、少し対応の考え方を整理いたしましたけれども、常時バックアップの実施の状況、それから競争の状況も見ながら、当面、この案①という形をベースに、今後は案②に向けた検討も行うという形で進めてはどうかというご提案をしております。

もちろんこれは低圧の部分供給を禁止するというのではなく、供給者、複数の供給者とそれから需要家の方が合意すれば、実施可能という前提でございます。

資料6-5は以上でございます。

続きまして資料6-6、新たな行政組織についてでございます。

電力システム改革専門委員会での議論も踏まえまして、電気事業の規制については、小売全面自由化の実施よりも前となります平成27年、即ち本年を目途に、独立性と高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるということがこの電力改革の一連のプログラムにも明記されているところでございます。

この必要性でございますが、資料6-6の1ページに記載いたしましたように、自由化された市場の電力取引を適切に監視する必要があるということ、それから第3段階での法的分離というものを行う中で、このワーキンググループでも何度かご議論いただきましたが、この中立性を確保するために、行為規制を厳格に行う必要があるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページに新組織の具体的な業務のイメージを記しております。2ページの前半でございますが、電力取引の監視につきましては、自由化される発電分野や小売分野において不当な取引が行われていないか。あるいは消費者への説明や契約が適正に行われているかといった点を監視いたします。

それからこの2ページの後半、送配電部門の監視につきましては、差別的取り扱いを行っていないかといった行為規制のほか、託送料金の審査であったり、それから送配電部門が調整力というものを調達するときに、公正に行っているかといったことなども監視いたします。

この資料の3ページから8ページまで、第9回のワーキンググループ、これは市場のモニタリングということを議題とさせていただきます際に、今後どのような市場監視が必要かという点を整理させていただきます。その第9回の資料をおつけしておりますけれども、この3ページから8ページにあるような市場監視も、この機関が行うものということでございます。

さらに、資料9ページでは、送配電部門の行為規制に関する監視についても、今後、この新たな組織がどういうことを監視していくのかという監視項目の例示を挙げております。

なお10ページに、少し参考資料ということで、この組織が単独で権限を行使する業務と、それから大臣に意見具申をした上で、大臣が権限を行使するという業務に分類しております。例えば、このメインテーブルにお配りした資料で、青い矢印というふうにしております、上から1番目と4番目の矢印の業務、これは報告聴取であったり立ち入り検査、それから事業者への業務改善の勧告、紛争処理と、こういった業務はこの組織の判断で、単独で権限が行使できるというイメージでございます。

それからもう一つ、この緑色の矢印、白黒の印刷の方は、上から2番目と3番目の矢印の業務でございますけれども、こちらにつきましては、例えば託送料金であったり、あるいは経過措置として残る小売料金の認可という、この料金の審査実務はこの委員会が行います。それから事業の許可、あるいは小売事業者の登録といったこと、それからこの許可や登録の取り消しが必要かどうかといったこういった審査の一部、それから市場監視ルールをどうしていくか、託送ルールをどうしていくかといった、こうしたルールづくりの原案の作成も、この機関で行うということとしておりますけれども、こういった業務につきましては、右側に書きましたように、この組織から大臣に意見具申をして、最終的には大臣が許認可やルールの策定そのものの最終的な主体になるということとしております。

これはエネルギー政策の枠組みの中で、電力市場の監視等を行う仕組みということにするための整理でございます。具体的な組織概要を11ページにまとめております。金融庁にございます証券取引等監視委員会を参考にいたしまして、名前は仮称でございますけれども「電力市場監視委員会」というものを経済産業省に、いわゆる8条委員会ということで設置するということとしておりますけれども、8条委員会の中では最も権限が強い機関とするということを考えております。

また、監視の対象となる事業者から独立性を確保し、事業者と伍していくことができるように、独立性という点では、資源エネルギー庁からは切り離しまして、大臣直属の組織とするということとしております。

したがって、エネルギー政策との整合は、これは大臣により調整されるという仕組みでございます。この独立性の確保のために、このほかにも委員が独立して職権を行使すること、あるいは専属の事務局を置くこと。こういったことも考えております。

専門性という面では、委員や事務局の職員に、専門家あるいは外部人材を活用しまして、専門性を高めていくということとしております。

この資料の一番下に少し書かせていただきましたけれども、あわせてガスあるいは熱供給とい



った分野についても、改革を現在検討中でございます、こうした改革の進展に応じて、今後は電力のみならず、ガスや熱供給の分野の監視機能を担わせるということも検討してまいります。

いずれにしても、自由化を進めていく中で、国としてしっかり監視すべき分野について、独立性、専門性を確保すべく、このような業務を担う規制組織を本年中にも設立するというところで、考えております。

資料6-6は以上でございます。

最後、資料6-7、その他の議題ということで、資料をお配りさせていただいております。資料6-7ですけれども、1点目といたしまして、小売事業者の登録についてでございますけれども、小売事業者登録の際に、国が需要家保護の体制がきちんとできているかということを確認するというのを、これは第2段階の電気事業法の改正で措置をしておりますけれども、この資料6-7の2ページに考え方をまとめております。

小売事業者が需要家への苦情や問い合わせの対応を、外部委託をしてよいのかどうかということでございます。例えばコールセンターを外に委託に出すといったようなこと、通常広く行われております。また、このワーキンググループでも、この委託という点については、送配電部門と既存の一般電気事業者が、送配電部門と小売部門の間で、例えばコールセンター業務について委託を行うといった場合には、送配電部門が中立性、公平性を確保すべしと、小売部門の扱いは平等にすべしといったようなことを議論してまいりましたので、委託につきまして、できるという前提でご議論いただいておりますけれども、ここでは小売事業者の登録に際して、国がこの的確性を行う確認の中で、業務委託を行う場合については、委託を行うこと自体は問題ありませんけれども、その委託をする場合の委託の責任者であったり、委託先において業務が適切に行われるかといった点も、これは国が確認をするということ、改めて確認的にでございますけれども、整理したものでございます。

それから次に6ページをごらんいただければと思います。こちらは第2段階の供給計画でございます。供給計画につきましては、第1弾の電気事業法改正でも、新電力が法律上の義務者になるといった見直しが行われますけれども、第2段階になってまいりますと、非常に多くの発電事業者の方も含めて、供給計画の提出が必要になってくるということでございます。

この第2段階の供給計画、どういったことをどのようにご提出いただくのかについては、ガイドラインを作成するというので、このワーキンググループでも、今後、改めてガイドラインの案をご提示させていただくことを考えておりますけれども、本日は供給計画の様式、提出する際のフォーマット、この原案を配付させていただいております。これは、本日、ここで決めるということではなくて、むしろ本日、配付させていただいた上で、これから関係事業者などと

調整させていただいて、最終案にしていきたいということで考えておりました、このワーキンググループの場をかりて参考配付させていただき、さまざまな方のご意見を頂戴するきっかけにさせていただくという趣旨で、配付させていただいております。

大変長くなりましたけれども、事務局からのご説明は以上でございます。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、周波数調整コストの詳細につきまして、電気事業連合会を代表されまして中野委員のほうから、資料4に沿いましてご説明をお願いいたします。

#### ○中野専門委員

東北電力の中野でございます。それでは資料4に基づきまして、報告をさせていただきます。

こちら、前回のワーキングにおきまして、遠藤委員のほうから、この増分費用がどの程度になるのかというご質問をいただきました。平成25年度の運用実績に基づきまして試算を行いましたので、ご報告させていただきます。

まずシート1をごらんいただきたいと思います。こちらのほうの右側に回答という欄がございます、こちらをごらんいただきますとおり、年間を通じて常時5%の上げ代を確保しておくための調整に要する増分費用を試算しましたところ、9社平均でキロワットアワー当たり8銭程度となる見込みという試算結果となりました。

次に、シート2をごらんいただきたいと思います。こちらのほうで試算方法の例を示してございます。中段でございますけれども、こちら二つの試算方法例がありまして、上のほうが発電実績による試算でございます。こちらについては、電力各社で行いまして、その結果を現時点の試算としてシートの下表、下の表に現時点での試算、表がございますけれども、そちらの発電実績による試算という上段の数値、こちらで各社、試算をしてございます。

参考としまして、その下の詳細シミュレーションによる試算、こちらについては、東京電力のみで実施してございます。こちら、ごらんいただきますと、各社で少しばらつきがありますがけれども、9社平均では8銭という結果になってございます。

次に、シート4のほうをごらんいただきたいと思います。別紙でございます。別紙1でございます。

シート4は発電実績による試算方法例でございます。まず平成25年度の需給実績から8,760時間のそれぞれにおきまして、どの電源種別間で調整力確保のための持ちかえが行われたかを判定しております。東京電力の例では8,760時間を、分類のイメージという図がございますけれども、この①から⑥の6種類に分類をしてございます。

具体的な算出方法につきましてはシート5、その下のシート5に記載しております。①から⑥のそれぞれに該当する時間数に、各時間で調整した電力量と増分費用の単価を乗じたものを積み上げて、一般送配電事業者による計画調整に伴う増分費用として算出しております。

ここに注1がございますけれども、①から⑥に分類する際の判定条件と、それぞれの増分費用の単価について、こちらについては、次のページ、シート6に記載しております。ごらんのように東京電力の場合ということで、①から⑥のそれぞれを示しております。

またシート5に戻っていただきまして、シート5の注2というところに、各時間で調整した電力量の算定式を記載しております。各時間で調整した電力は一定としまして、年間平均電力に必要とされる調整力の5%を乗じまして、さらに2分の1を乗じて算定しております。これは下の米印に記載のとおり、BG、バランシンググループですけれども、それが用意している上げ代をエリアの調整力として利用できる場合があることなどから、2分の1を乗じることとしたものでございます。

この2分の1を乗じることにつきましては、次のシート7をごらんいただきたいと思いますけれども、こちらに説明を記載しております。時間帯によりまして全量、それから半分、ほぼ半分とかほぼゼロというふうな調整量ということで、2分の1というふうに算定しております。

次に別紙2でございます。こちらは詳細シミュレーションによる手法を説明したものでございます。

一般送配電事業者による調整がされた後の発電計画、こちらはイメージ図、左側の①の図になっております。それから発電事業者が計画値同時同量の達成のみを考慮して算定した計画、こちらが右側の②の発電BG計画というふうになっております。こちらを比較して、その燃料費の差分を増分費用として試算したものでございます。

②につきましては、各ユニットの出力変化速度を制約条件としまして、最経済的な計画としたものですけれども、①ではさらにエリアで必要な調整力を確保した計画となっております。

したがって、LNGのコンバインド、真ん中に、棒グラフの緑のところがございますけれども、こここのところの計画値が左と右で、①と②で変わっていると、それによって、調整力を確保しているということでございます。

なお、別紙1、先ほど申し上げました発電実績による算出方法につきましては、単価や電力量の考え方など、まだまだ精査する余地がございます、引き続き検討してまいります。調整力確保に要する増分費用のレベル感につきましては、先ほど申し上げました8銭程度ということで、ご理解いただきたいというふうに存じます。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、スイッチング支援システムの検討状況につきまして、産業界を代表しまして、エネットの遠藤委員から、資料5に沿ってご説明をお願いしたいと思います。

○遠藤専門委員

ありがとうございます。それでは資料5につきまして、広域準備組合のご報告いたします。

まず2ページ目ですが、いつものとおり、これは前回のワーキング以降の各種会議の開催状況でございます。開発が進んでおりますので、ベンダーさんを中心とした打ち合わせが主になってきております。

次の3ページ目以降ですけれども、今回は大きく2点についてご報告させていただきます。

以前、第7回のこの制度設計ワーキングの中で、今後のスケジュールが示されましたが、来年の4月からの全面自由化に向け、それに先立って二、三カ月ぐらい前からお客様の受け付けを開始するというスケジュールが示されていますので、それに向けた、システム開発等を進めているところでございます。仮にシステムの運開がずれ込んだというときに、お客様の受け付けに影響を与えてはいけませんので、それがちゃんとシステム外で対応できるように、セーフティーネットといえますか、バックアップ体制を、今、検討しているところでございます。そのお客様の情報に関するデータのやりとり、それからスマートメーターの工事手配、こういったところにつきましては、システムが運開していなくとも、電気事業者と小売事業者のやりとりでスムーズに行われるようにして、お客様に影響、ご不便をおかけしないよう今、詳細を詰めているところでございます。これがまず1点目でございます。

それから4ページ目ですけれども、これは前回のワーキングのときに少しご紹介をしておりまして、30分電力量のデータ、これを60分以内に、一般送配電事業者から小売業者に提供するというシステムなのですけれども、これの詳細な費用も含めた確認を進めていくということを、前回ご提案させていただきました。その具体的な中身について、今回、進め方についてご紹介しております。

5ページ目が今回、それを受けまして、新たに立ち上げます検討部会についてのご紹介です。名称といたしましては、「30分電力量提供に係るシステム検討部会」ということで、有識者の方といたしまして、このワーキングの委員でもいらっしゃいます稲垣先生、スマートメーターの検討会の委員でいらっしゃいます梅嶋先生、それから早稲田大学の石井先生という方々に入ってきていただきまして、検討を進めてまいります。

検討の範囲といたしましては、その30分の電力量がきちんと60分以内で連携可能かという点、

それから将来を見据えまして高速処理の可能性と拡張性についての検討、それから費用がむやみに増大していないかという、こういった大きく3点について、事業者からのヒアリング等を行い、有識者の方にご意見を伺うという形で進めていきたいと思っております。今月から来月にかけて、短期集中的に検討を進めていくということで考えております。

私のほうからは以上でございます。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様にご議論していただきたいというふうに思います。やり方はいつものように、テーマに限らずご自由にご発言をいただければというふうに思います。それで、途中で特定のテーマに特化して議論をしたほうがよさそうなときには、そのような形でさせていただくことも考えたいというふうに思います。

それでは、いつものようにお手元の名札を立てていただいて、ご発言をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それではご自由をお願いしたいと思います。それでは早速、祓川委員のほうから。

#### ○祓川オブザーバー

それでは今回、事務局のほうからご提示いただきました資料で3点ほど、資料6-3、6-4、6-6について発言させていただきます。

資料6-3、電力システムの増強・敷設に係る発電事業者の費用負担の在り方についてでございますけれども、2ページ、3ページに事務局のお考えを示されています。実は、4年ほど前なのでございますけれども、次世代送配電システム制度検討会、第一ワーキンググループにおいて、その報告書の中で、再生可能エネルギー電源の接続費用について、我が国における電源線敷設費用及び系統増強費用については、それぞれ発電事業者負担、即ち風力でしたら風力発電事業者負担ということで整理されたという経緯がございます。

しかしながら、その当時、ミッションのメンバーとして、私も参加させていただいたのでございますけれども、当時の調査によりますと、電源線に係る費用負担につきましてはドイツ、フランス、英国、スペイン、4カ国ともに原則、発電事業者負担となっていました。ただしドイツ及び英国の場合におきましては、洋上に関して、即ち洋上風力の沖合変電所から陸上の送電線との連系地点までのその費用負担については、TSO負担となっていたと認識しております。

また、フランスの場合では5万ボルト程度以下につきまして発電事業者の負担が60%、DSOの負担が40%となっておりました。当時フランスでは、最終的には発電事業者100%負担することが適切ではないかということで、検討されたというように理解しております。

一方、系統増強にかかわる費用負担につきましては、当時の調査ではドイツはDSO負担、フランスはTSO及びDSO負担、英国は増強費用のうち発電事業者の起因分を当該事業者負担割り当てし、残りは配電系統運用者、DSO負担という位置づけをとっておりました。

一方スペインは、発電事業者が系統増強に係る費用負担を行うというような形になっておりました。

今回の事務局の提案は、系統増強に係る費用につきましては、ドイツ、フランス及び英国が、英国は一部負担でございますけれども、一般負担としている実情を踏まえたものであり、歓迎したいというように考えています。当時の調査では、ドイツの場合は、系統増強費用は、原則、系統運用者の負担となるが、EEG、第9条第2節では、系統運用者は経済的に不合理な場合は、系統増強の責務を負わないという規定が設けられておまして、結果的には法律としては、制定されておりませんが、その草案の中において、系統増強費用が発電設備建設費の25%を超える場合は、ということの記載があり、我が国でも不合理なレベルをどうするかということの協議が必要ではあるのではないかと考えております。

続きまして、資料6-4の優先給電指令の発動順位でございます。21ページに事務局案として、新たな指令順位のイメージの骨格についてというものがお示しされていますが、基本的に賛成でございます。

ただし、例えばFIT制度においては、当該エリアの供給量が、需要量を超えると見込まれる場合には、即ち九州電力さんの中で、どうしても処理ができないというような場合は、まずは隣接のエリア、例えば中国電力さん等ですが、隣接エリアとの融通を行った上で、それでも電力が、再エネ電力が余剰する場合に、風力や太陽光などの自然変動電源の出力抑制を行うこととしていることから、自然変動電源の出力抑制に入る前に、隣接エリアの電力会社にどう引き取らせるかも含め、あるいは広域系統運用の在り方、費用の問題等も含めて、今後議論が必要ではないかと考えております。

また、自然変動電源には、太陽光や風力などがございますが、その出力抑制の順位をどう決定するのかというところの議論も、今後必要ではないかと考えております。

資料6-6、11ページに事務局案がご提示されておりますが、送配電部門の中立性確保を含め、厳格な行為規制を実施するためにも、新たな行政組織の設立を急ぐ必要があるというように考えております。

今回、事務局がご提案された行政委員会方式、即ち8条委員会とするか、あるいは行政庁形式とする第3条委員会とするかについては、行政委員会方式をアメリカやイギリス、フランス、イタリア、スペイン等の主要国で実施されておまして、行政庁形式がドイツ、スウェーデン、ノ

ルウェーで実施されているようなので、その在り方は行政組織上の位置づけも含め多様であり、一般的な組織モデルが確立していないというように認識しております。

外形的な形態と独立性の程度は別の問題でもあり、我が国の実情に合った、実態に即した有効な行政組織、そしてエネルギー政策の枠組みの中で、電力市場の監視等を担う仕組みとするために、現在、事務局がご提案された経済産業大臣直属の8条委員会として設置することが適切であるというように考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、稲垣委員のほうからお願いいたします。

○稲垣委員

私は資料6-3、発電事業者の費用負担の在り方について、お願いというか、検討点に加えていただけたらと思うことがあるので、その旨発言させていただきます。

具体的には、資料の3ページになります。検討すべき論点・今後の方向性についてでございます。まず(4)の情報公開の在り方について、特にここで規定していることについては、非常に高く評価したいと思います。費用をどう分けるかという問題は、実は発電事業者がこれに参入しようとする際の事前の事業モデルを立てるために非常に必要な情報です。

したがって、その情報が適切な時期に公開されて、そして事業モデルが適切に立てられるということが大事です。したがってこの情報公開の在り方を特出しして、検討点に加えたということは、実務的に見ても非常にきめの細かい考察が行われたというふうに思います。

なお、情報提供とするのか、公開とするのかという、その用語の問題は、法律論的に皆さんの中で検討されると、なおよろしいかと思いますが、これは付随的な論点です。

これとの関係で、負担の問題については(1)から(3)で述べられているわけですが、ここに入るとこの時間軸が感じられないのです。つまり発電事業者というものを想定して、ある発電事業者を想定してその分け方をどうするかという議論だけになっている。

現在、そこで、提案というかお願いとしては(1)の一番上に、検討点として、発電事業者の事業モデルに応じて取り扱いに差を設けるべきかという点も、検討点に加えていただけたらというふうに思います。

その理由は、今、申し上げたように、この発電事業者については、どこでこの議論というかフローの中で登場するかというと、発電事業を行おうとする者の事業モデルを立てるときに大事な話になってくるのです。そこで費用負担がどうなるかということを想定しながら、事業を行うか

どうか、そして契約に入り参入していく、費用負担すると、こういうフローになります。

したがって、発電事業を行おうとする者も想定して検討していかなければいけない。現実に発電事業を行おうとする者は、今、どういう状況にあるかという、ある弊害が生じているふうに現場の弁護士としては感じます。というのは、この行おうとする者には幾つかの種別があるわけですが、その制度の設定が、現に発電を行う者という設定で行われているために、混乱が生じている。

主にFITで経験することなのですからけれども、実際には、発電を行っていかこうとする者もあれば、この発電を行う地位とか発電を行う事業取引、資産を取引するとか、発電を行う会社の資本を取引することによって利益を上げようとする、あるいはその複合で利益を上げようとする発電を行おうとする者も存在する。そのために、要するにこの発電を行おうとする者の中にそういう人たちがいることによって、実はネットワーク側も非常にいろいろな人たちを想定して考えなければならぬとか、それからその人たちの事業モデルによって、現に発電を行おうとする人たちが順番とか、入札とか、そういうところで異質なものと関係で利害を受ける。それぞれ相互関係があるわけですからけれども。

ということなので、現実には、この発電事業者というのは発電を行おうとする者、しかもその発電を行おうとする者が狙うところというのは、事業モデル、どこで収益が上がるかは発電だけではなくて、資本取引とか資産取引とか、それから地位の取引とか、そういうことも考えた発電を行おうとする者がいるのです。

というわけなので、そうした事業モデルに応じて、既にそういう事業者たちがたくさんいるわけなので、それをどうするかの問題もありますが、今後そういう人たち、現に発電を行おうとしない者は排除するという考え方もあるし、一定の限度で入れた上で、費用負担をまた別に分けていくとか、そういうこともあろうかと思うので、そこは皆さんでご議論いただく必要があろうかというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

検討すべき論点のところに、新たな論点を追加していただきたいということでございました。ありがとうございました。

それでは続きまして、児玉オブザーバーのほうからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

本日もよろしくお願ひいたします。私のほうからは、4点ほど申し上げさせていただきたいと



思います。

資料で申しますと、資料6-3の2ページと3ページのところでございます。この設備の増強や敷設について示されて、ここの受益者負担の考え方というのは、我々も賛同いたします。受益の割合の考え方というのは、キロワットももちろんですけども、キロワットアワーであったり、安定度へどう貢献しているか等々、いろいろな要素が考えられると思います。

したがって、ここの中で合理的な配分と、あとここで少し長期にわたる発電事業の予見性も検討の中で考慮していただければというところでございます。要はこの先の事業がどうなるかというようなことも含めて、このあたりは制度設計していただければというふうに考える次第でございます。

資料6-4でございます。3ページ、ここの優先給電ルールを適用するタイミングについてでございますが、出力抑制という観点の最小化が期待できます。ゲートクローズ後というのは、非常にありがたい、支持したいというところでございますが、中には無人で出力の制御、遠隔制御できない発電所も多いと考えられますので、そのような設備の特性に応じた、実際に操作可能な運用できるようなルールを検討いただければ幸いです。

あと、6-4、21ページでございますが、新たな指令順位のイメージとして、かなり調整しなければいけない点、商務も含めてルールも含めてあると思いますので、それらを並行して行っていただいて、自然変動電源の最大限の活用が図れるような形になっていただければありがたいと考えます。

最後になりますが、資料6-6でございます。ここは、お願いというよりも、このような新たな行政組織の設立は、もう本当、目的に鑑みまして、今回の全面自由化の成否を担うような重要な組織だというふうに認識しております。

したがって、公平性、透明性が担保されて、結果として、その恩恵が消費者にもたらせるような取り組み、監視、また組織化ということ、より推進していただきたいと考える次第です。これは関係者の皆様におかれましては、各種細かい論点であるとか、このワーキンググループの中で、残課題と言っては恐縮ですけども、そういったものになったものの難題もあるとは重々承知しておりますけれども、この組織には非常に大きな期待を寄せている次第でございます。

私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、林委員のほうからお願いいたします。

○林委員

どうもありがとうございます。

私のほうは幾つかコメントがございまして、まず資料6-3の3ページになると思うのですが、これに関するコメントなのですけれども、この検討すべき論点・今後の方向性の記述として、ここにネットワーク側の送配電設備の費用負担ルールの論点があるということございまして、皆様、よく議論に出できますけれども、電力系統にはいろいろな電源の多い系統とか、需要地近傍の系統とか、いろいろ系統ごとに特徴があるので、例えば画一的な考え方で受益の割合を決めるのではなくて、それぞれの状況を踏まえたガイドラインというのが必要ではないかと思っております。

ですから結果として、幾つかのパターンごとに考え方を定めるようなスタイルが考えられるのではないかと、私自身思っています、例えばガイドラインでは、増強ケースのパターン分けを整理して、さまざまな系統、電源の開発に適した系統とか、供給信頼度上重要な系統、将来的に利用人数が低くなるような系統など、信頼度への貢献とか設備更新ニーズも考慮しつつ、送配電ネットワークの合理的な設備形成のインセンティブが働くようにする必要があると思っています。

ただポイントだと思うのですけれども、決して送配電ネットワーク側だけではなくて、使う側、つなげる側の方々もメリットを享受したいということも十分あるということは、十分私も理解しておりますので、さまざま事業者間で利益が相反する場合があるということで、これらの評価と判断に対しましては、例えば広域機関などを活用していくことがあるということを考えております。

申し上げたかったのは、具体的なルールにつきましては、この資料の方向性で経産省さんがガイドラインを作成していただくというので、私自身は賛成でございます。ただその際、増強ケースのパターンも含めて、想定外というか、いろいろなパターンが出てくるとお思いますので、そういった場合、柔軟に受益の割合につきまして見直しができるような、いわゆるPDCA、そういうような、合わせるような具体的なルール作成のスキームというのを、実際に実務面で、例えば受益割合の線引きが難しいようなケースが、多分、今後たくさん出てくるような気が実はしまして、そういったときにちゃんとみんなで評価、議論、判断できて、公平に透明にできるような場の設定等、利活用をお願いしたいということでございまして、そういうのをちゃんと皆様に見えるような形でしていくのが大事なというのが1点目でございます。

2点目が先ほどちょっと議論が出ていましたけれども、今度は6-4の先ほど21ページですか。優先給電指令の発動順位で、新たな指令順位イメージの骨格ということで、事務局提案がございまして、実は私もこの委員、祓川さんと同じでこの委員会の、以前、たしか次世代送配電システム検討会ってあったと思います。そのメンバーに実は私も入っております、そのときに

こういう議論があったのを重々承知しておりまして、その中で今回の新たな指令順位のイメージの骨格というのは、この順位でいいのかなと思っておりまして、やはり広域運営推進機関の最後の調整役でもありますので、その最後の調整は、全国融通は広域運営推進機関ということで、eという順番でいいと思いますし、自然変動電源の出力抑制も、抑制のルール、いろいろ今、決まっていますので、そういう意味も踏まえまして、dという順番でいいというふうに、私は個人的には思っております。

あと優先給電指令の発動順位ということで、第2段階から適用すると、次をめぐっていただきまして22ページでございますけれども、経過措置はいろいろあると思うのですけれども、やはりいろいろな絡みもありますし、イコールフットィングということで、こういうのはスムーズになるべく移行したほうがいいのではないかというように、私は思っておりまして、そういう意味ではやはり案(1)ということに進めていって、早目に皆さんがこういう状況になれていながら、日本の電力システムをしっかりと安定供給しながら、再エネ等も入れてしっかりとやっていくという意味で、早目の舵切りというのは大事ではないかということで、いろいろご意見あるかと思っておりますけれども、これは私の個人的な意見でございます。

あと資料6-6、今回、最後の新組織の権限のイメージということで、新組織が設立されていますけれども、私はこれをすごく高く評価したいと思います。やはりエネ庁さんが切り出して、中立的な形できちり公正公平な、先ほどありましたけれども、こういう場を設けて、違う切り出しでやるのだという決意表明ということで、今後ぜひこの動かし方等々、しっかりと期待していきたいと思っておりますので、可及的速やかに、私としては、ここを早くつくっていただいてここに持って行って、ここでしっかりとやっていただくということが、実は大事ではないかというふうに、先ほどの意見もありましたけれども、個人的には思っています。

あともう一点だけすみません。これは質問なのですが、たしか前回、託送料金の割引の議論があったと思っておりまして、私もそこをいろいろ議論も申し上げまして、ロス分の割引については、たしか合意が得られたと思うのですが、高低圧、高圧低圧での設備の利用に関する割引というのは、何か二つあったと思っていて、今後じっくりと時間をかけて議論を行ったほうがよいという意見と、議論に時間をかけていくよりは、ある程度納得感のある代替的なもので、2016年からの小売全面自由化に間に合うようなものを設計してはどうかという、たしか二つの意見があったと思っていて、今回、これは事務局さんへの質問になると思うのですが、今後この託送料金の割引について議論が上がっていないのですけれども、どうしてかということだけは質問として上げさせていただきます。

以上です。すみません。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは最後の質問につきましては、事務局から先にお答えいただきたいと思います。

○安永調整官

まさにご指摘のとおり、特に設備費の扱いとか、ここは使っているのか使っていないのかという扱いのところ、非常に難しい論点ですけれども、先ほどじっくりというふうにおっしゃいましたけれども、それも本当に早くやらなければならない課題だと思っておりますので、そこは今、事務局のほうで、具体的にどういう設計が考えられるかということを検討しておりますので、またじっくりと言わずに、なるべく早目にご提案できるようにしたいと思っております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は松村委員のほうからお願いしたいと思います。

○松村委員

まず資料6-3に関してです。確かに現行の制度は極めて不合理で、今回の提案の方向でぜひ早急に改革して、具体的な案が出てくるようにしなければいけないと思います。

そもそも全部かゼロかというのは不合理だということもありますし、それからすぐ不公正なのではないかという疑いが相当あると思う。例えば一般電気事業者が、自らの敷地に余力があるところには手厚くあらかじめ一般負担で投資をしているので、実際につなぐ段になったときには設備の不足はない。しかし新規参入者の余力のありそうなところには、そもそも余り投資してなくて、その結果として少し投資したらすぐ制約になってしまうなどというようなことが起こったとしても、それを適切に監視する機会は今までなかったわけだし、実際に今まで一般電気事業者がそうしてこなかったと誰も断言できない状況になっている。この状況で、トリガーを引いてしまった人に全部負担させるというのは、そもそも不公正だし非効率的だと思います。

しかし、この問題はちゃんと考えれば、そもそも託送料金の体系がおかしいことが諸悪の根源です。ここのところ毎回同じことを言っていて申しわけないのですが、託送料金の体系がおかしいから問題がこれだけ深刻になったのだという側面もあると思います。

最後のトリガーを引いた人がいて、これで送れなくなるということは、まさに混雑が起こっているということ。ずっと繰り返し言っているとおり、地点別の託送料金になっていて、混雑が起こっているところに関しては、相対的に高い託送料金になり、その結果として高くなった託送料金の部分が投資に充てられて、混雑がある程度解消していくということになっていけば、この問題は完全には解決されないとは思いますが、効率性の観点からも公平性の観点からもかなりの程

度軽減していたはず。そもそも抜本的な託送料金の見直し、連系線あるいは基幹送電線に関しても、先着優先というような既得権益を保護するやり方ではなく、混雑に応じた料金体系をきちんと入れていくということをする結果として、かなりの程度軽減されてくる。このような解決策を探るべきです。

しかし、そうは言っても、繰り返して言っていますが、地点別の託送料金はすぐにやるのはとても難しい。それができるまでこの改革を待っているわけに決していかないので、今回は、その抜本的改革を待たずに、すぐにでもやれることをやるという提案が出てきたと理解しています。したがって、時間感覚としてはのんびりしないで、できるだけ早く実現するようにお願いします。

それから、先ほど林委員の最後のご発言がこれと関連してすごく気になっている。ひょっとして「じっくり考えるべき」と言ったのは僕だという認識だとすれば、とても不本意です。不本意だというのは、私は、この委員会で出てきたのは、抜本的な改革が必要。しかし、それには一定程度の時間がかかるだろうという意見がたくさんあり、少なくとも僕は言っているのは間違いない。しかしここで出てきた割引の類いのものも、じっくり考えてあせらずにゆっくり考えましようと言ったつもりは全くありません。すぐにやれることはすぐにやるべきだと思います。託送料金の割引だとかというのはすぐにでもやるべき。そのときに仮に多少粗いものになったとして、結果的に非効率的ではないかというのに関しては、最終的に長期的にいい姿にして巻き取ってあげばよい。

したがって今回導入されたものが既得権益として、未来永劫ずっとその特権が維持できると考えられると困るかもしれないけれども、早期にできることは早期にやるべきだという意見に関しては、意見の不一致があったと私は思っていない。あの割引も早期に実現できるようにぜひお願いします。

次、資料6-4に関してです。この考え方は非常に合理的だと思います。これから確かに新電力の電源なのか、一般電気事業者の電源なのか、あるいは誰に売っているのかということによって優先給電を変えるのは、極めて不自然なルールであり、最終的にはやめるべきだというのはわかります。問題はタイミングで、第2段階でやるのか第3段階でやるのかという問題だけだと思います。

それに関しては、よい制度なのだから、できるだけ早くやるべきだというのは正論だと思います。

しかし、一方で、まだ法的分離もなされていない段階で、新規参入者の電源を狙い撃ちされるのではないかという不安が、少なくとも第3段階よりは、法的分離された後よりは、懸念は強いということがあったとしても不思議ではないと思います。そういう点を考えれば、第3段階から

という考え方もあり得ると思います。

もし仮に第2段階からやるとすれば、少なくとも法的分離をされるまでの間は、今までと違う形で結果的に出力抑制されたということが出てきた場合には、何らかの機関で事後検証をきちんとするというセットでないと、第2段階からというのは理解を得るのが難しいのではないかと思います。

次、資料6-5です。スライド9、念のために確認なのですが、このスライド9で書かれているのは、この考え方を変えるのは、発電会社と小売会社を分社化したというか、法的分離として別法人にしたケースに限定された話であることを確認させてください。まさに内部取引の価格と外向きの価格が同じだったら、というのではないですよ、というのは一応確認させてください。もしそうでなければ、追加して言うことがあります、そうであれば、もうこれで結構です。

次に、部分供給に関してです。低圧にも広げると、膨大なコストがかかるということ、社会的に本当にメリットがあるのかということに関しては疑問で、したがって推進する必要はないという考え方は合理的だと思います。

一方で、それは卸供給というので代替できるのではないかという考え方に関しては、これは大口に関しても、もともとあった議論であるということをもう一度思い出していただきたい。そのときに、常時バックアップを充実させるから、部分供給については強制させなくてもいいのではないかという議論を一旦受け入れて、制度が始まった。しかし、結果的には必ずしもその約束は守られなかったということがあって、今の制度になったということ踏まえれば、卸供給だけで代替できると本当に考えてもいいのか疑問があります。

それに関しては、しかし低圧に関してはコストがすごくかかるので、強制させないのが合理的だというのは、確かにそうなので、逆に卸のほうをきちんと充実させるというか、より使いやすいものにするということによって対応するということが必要なのではないか。そちらとセットではないかと思います。

料金体系に関しては、小売価格と整合的だということがあったので、低圧に対して常時バックアップが広がるということですから、この小売の料金と整合的かどうかというのをきちんと見ることがすれば、かなりの程度、新規参入者も安心できるのではないかと。あるいは需要家にも不利益にならないのではないかと思います。

小売価格との整合性というのに関しては、一般電気事業者が今まで供給していたオール電化料金と整合的な料金になっているのかどうかということを見ただけであれば、相当な抑止力になると思います。オール電化料金に関しては、かねてからオール電化でない人から不当に搾取した電化販売ではないかという指摘に対しては、それは絶対に違うということ、その可能性が

あったということを認める機会が今まで何度も、何度もあったのにもかかわらず、一般電k事業者は絶対に違ふと断固として言い続けてきたわけですから、それは正しい価格のほうです。

そうすると、そこから逆算して適正な卸価格になっているのかどうかというのは、今までの一般電気事業の発言からすれば、そのような形、とても厳しいという発言が出てくるのかもしれませんが、今までの発言からすれば、当然に受け入れられるものになると私は信じています。

その監視をきちんとしていただければ、つまり小売価格と準拠というときに、全部プールしてしまったざっくりした料金ではなく、正しいと主張してきた個々の料金体系と整合的なものであるかどうかというのをきちんとしていただければと思います。

これに関しては、託送料金もきちんとして整合的なものになっているかどうかを今後、託送料金の水準が出てきたときに言うことになると思いますが、常時バックアップの料金がそういう形になっていけば、その問題も相対的に小さくなると思います。

次、資料6-6に関してですが、基本的に事務局案を支持します。私はこのような外形も重要なものだけでも、実際に誰がやるのかということも同じぐらい重要だと思っています。

特にこちらに関しては、事務局が今まで改革を担ってきてくださった方々、とてもよくやってくださっていると思っているので、このような方々が移っていただけるとありがたいなと思っています。しかしそれは経済産業省の人事のローテーションの問題もあるので、これ以上言うことはとても難しいとは思いますが、今までのものが継続されて、きちんとした改革が進んでほしいと思っています。

それからもう一つ、委員のほうなのですが、本当に適正な人がいるのかなというのは、ちょっとだけ心配はしています。一般電気事業者にとっても理解のある有識者や、あるいは電気のことはよく知らないから、簡単に丸め込まれそうな有識者のリストなら、物すごく分厚くあると思いますが、そうではない人は本当にいるのかなというのは、ちょっとだけ心配。

常勤ではないということですが、常に週2人から3人出勤しているということは、もし3人だとすると5人で3日ですから、1人週3日出勤するということですよ。2人だとしても1人週2日出勤するということですよ。さらに人材の幅が狭まるなとか、大丈夫かなというのは若干心配しています。しかし、ちゃんと探せば出てくるとは思いますので、お任せはしますが、ちょっとだけ心配しています。相当慎重に人選をお願いします。それから事務局のほうの人選も、物すごく関心を持って見ております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

質問の答えは後でよろしいですか。

では林委員から。

○林委員

すみません。松村先生から、私の発言についてのコメントがありましたので、すみません。私の先ほどの発言は、今後じっくりと時間をかけて議論を行ったほうが良いという意見と、スピード感があつたほうが良いという、二つの意見があつたということを言っているだけで、決して松村先生の意見を批判しているものではないということと、あと逆に松村先生がおっしゃるとおり、いろいろ今後スピード感があれば良いと思っていますし、私の理解は、寺島委員もたしかそういうことをおっしゃっていたと思っています、いろいろな方々が言つたということ整理したということでご理解いただければと思います。決して松村先生を個人的に言っているということではない、ということだけご理解いただければと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは松村先生からご質問がありましたので、それに応じて、また松村先生からご発言があるかもしれませんので、先に事務局からご回答いただきたいと思います。

○安永調整官

ご指摘のとおり、ご指摘いただいたこの発電と小売を分社した場合に限つた話ということでございます。

○横山座長

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして稲垣委員。

○稲垣委員

すみません。一度にまとめなくて申しわけありません。2点あります。

この監視機関の資料6-6なのですけれども、これは質問です。広域機関を監視の対象の中から除外するかどうかということなのです。

ここのミッションは市場における競争監視とか、それからネットワークの公平性ということなので、ここの資料を見ると、例えば小売事業者とか、その他事業者が主に過去の資料では出てきています。

今後、実際にどういう業務が絡まってくるのかによつても違ふと思うので、最初はなるべく広目に対象からあらかじめ除外するようなことはしないで、実際にその仕事なり、業務の在



り方がある程度固定していく段階で、監視の対象というのはおのずと決まってくるというか、無駄なものは除外していけばいいということだと思うので、その辺、最初小さくしてしまうと、この監視機関の業務の内容自体が縮小してしまって、広げることが難しくなるので、その辺をご考慮いただきたいというふうに思います。

それからあと、これはちょっと小さいかもしれませんが、資料5の検討会からのご報告で、今後のシステム検討部会、30分電力量提供に係るシステム検討部会を設置するという事なので、この場でお願いしておきたいことがあります。

資料5の5ページなのですが、検討範囲の中に技術的な事柄、つまり確実性とか拡張性以外に最適性の問題があります。一番下の、コストがむやみに増加していないかを監視ということなのですが、スケジュールを見ると、1月から2月にかけて二、三回やるということなのですが、そうだとすると、事前の準備を相当にしておいていただきたい。

具体的には、各社に対する、要するに評価指標を早急につくって、その評価手法に当てはめる証拠をきちっと出す。その判断の枠組みと証拠をきちっと出してもらうという、そしてそれを能率的に示してもらうというその仕組みについて、早急に詰めていっていただきたいと思うのです。

理由はスライド2を見ると、1月21日の段階で、基本設計書の内容がレビューされているのです。要するに、内容的には12月からもうずっと基本設計が終わってしまっている段階なのです。その段階で、コストがむやみに増加していないかとか、確実かということ判断せよと、しかも1月、2月中に。しかも対象は各社ですから、1社ではないのです。それぞれの会社がやっていることについて、それぞれの会社のやり方に応じたシステム構築がなされている、それを判断するのです。

だから相当実務的に具体的な判断の枠組みが確立した中で、それぞれがきちっとした評価をしないといけないので、このままだと恐らく担当者が出てきて説明して「ちゃんとやっていますから、考えることにしていますから大丈夫です」で終わりそうな気がするのです。

そうしたことの無いように、この委員の中にも専門性を持った判断をしていただける先生がおられるわけですから、そうした先生にご指導いただきながら、早急に、対外的に見てもこの判断、この委員会の判断が、この部会の判断を国民側から見ても、きちっと評価しているなというふうに見てもらえる、その辺を先生とお話しいただいて、枠組みと証拠の提供、それからその当てはめ、それをきちっと迅速に行える、そうした体制を準備して、至急準備を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

遠藤委員、何かございますか。

○遠藤専門委員

ありがとうございます。

今、貴重なご意見をいただきましたので、これを作業部会のほうに持ち帰りまして、早急に評価項目の洗い出し、それから一般電気事業者とのやりとりについて準備を進めていきたいと思えます。

それから2ページ目のスケジュールですけれども、これはスイッチング支援システムのほうのスケジュールです。ここで今回、30分データの確認をするのは、いわゆる低圧の電力データを電力会社のほうから出してくるためのシステムの検討ということでございますので、またこれとは違ったスケジュールで進んでいると思えますけれども、そちらの電力会社側のほうのスケジュールの進捗状況、これも含めて、今回、きちんと見ていきたいと思っております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、まず野田委員のほうから、何か、今の件につきましてお願いいたします。

○野田専門委員

先ほどの30分電力量提供の費用負担の件は、前回、遠藤委員からいくらかかるのか提示してほしいというお話があったわけですけれども、なぜこの部分だけ先ほどのご説明のやり方で精査していくのか。既に各社が納期に間に合うように頑張ってお金を始めておまして、走り始めてから、その価格が妥当かどうかを確認されるのはなかなか難しいところがあるのではないかと思います。各社についてもできるだけコストダウンするのが当然だと思っておりますけれども、将来につながるシステムにするようにとのご下命も踏まえて、それぞれの会社が追加で開発を進めているものについて、今回掘り下げて確認される理由がわからないと思えます。

○横山座長

では遠藤委員のほうからお願いします。

○遠藤専門委員

今さらということではないと思うのです。これは、スマート制度検討会のほうで議論させていただいた内容で、前々からこれについては言わせていただいております、進んだ段階で、今さらこれを何で評価するのですか、ということではないと私は理解しています。もっと早目に、その方向性も含めて、これは託送料金にも影響しますので、どのような程度になるかというのは心配なので、それを確認したいということだけお伝えしてきたつもりです。そして、ようやくそれが

できるようになったということだと理解しています。

○横山座長

稲垣委員、お願いします。

○稲垣委員

費用が低廉である、合理的に低廉であるということはシステム開発の常識です。これは考え方の一般論として、これを例えばある時期にレビューするというのは、当たり前の話だと思います。

だから、今、野田委員が、「俺たちがそれぞれ考えてやってきたのだから、何で今さらそんなことを言うのだ」と、これは、項目自体は要するに不合理な費用をかけない。つまり、託送費用に乘せないという努力はしていると、最終的に、それは、努力は多とするところだし、正しい話だと思うのですが、問題は誰が判断するかということなのです。

もちろん各社が実際に努力しているというのは当たり前だと思うのですが、それであれば、それをきちっと説明しろということなのです。しかも、その説明の仕方が一般的なこれだけの数、それからこれだけの規模の話となって時間が限定されていると、要するに「俺はちゃんとやりました」という報告だけで終わるのです、そういうことが多いのです、経験上。

だからそういうことのないように、野田さんのところがちゃんとやっているのであれば、きちっとしたマネジメントをしている、きちっとしたチェックをしているということを枠組みと証拠を添えて説明するように、考えていますよね、ということで、あえてこの場で申し上げたということなのです。本来であれば、直にやればいい話ですけれども、あえてここで当たり前の話を申し上げたという趣旨を、どうぞご理解いただきたいと思うのです。

○横山座長

ありがとうございました。

それではご質問もありましたので、事務局からお願いします。

○安永調整官

稲垣委員からこの新たな組織が、行政組織が広域機関を監視するのかというお尋ねをいただきました。

この広域機関の許認可は大臣が行う。具体的には、今後法制化の中で整理をしていきますけれども、基本的に今、考えております方向性は、許認可は大臣が行うけれども、その許認可をするに当たって、例えばルールを認可するといったときには、この委員会の意見も聞くというような形。それから問題があるかどうかということは、この委員会も判断できるように、広域機関に対して直接報告聴取を行ったりということもできるということ。それからもし問題があると思えば、大臣に対してこういうところを直したほうがいいという意見具申なり、建議というか勧告という

か、大臣に対しても言える。そういう仕組みを考えておりますので、市場監視の監視というよりは、むしろもっと広い意味で監視をしていくということで考えております。

○稲垣委員

ぜひそのようにお願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして辰巳委員からお願いいたします。

○辰巳委員

順番はどう話せばいいかと思いつながらなのですけれども、一番今、話題になっていました6-6の新たな行政組織の話なのですけれども、私もここに非常に期待をしております、小売市場ですか。私たちと一番つながるところの市場監視というものも、こちらが最終的に見てくださるという状況であるというふうに理解しましたもので、ここに非常に期待します。

それで先ほど新たな、資料6-7でコールセンター等におけるということで、委託のお話があって、その委託のときに適切な形をとられていないときには、小売事業者の登録も拒否するというふうなお話、これは当然そうあってほしいと思っているのですけれども、形の上では整っていて、登録された折に、その後実際、実働していった折に、やはりいろいろなクレームとか質問とか、これはかなり出てくるというふうに思っております、消費者も混乱の中におりますもので。

そういうときに、そういう混乱がすごく発展したときに、本来は、それはもちろん小売事業者がおさめるべきだとは思っているのですけれども、それを受けてくださるような、そういう組織というものがどこかにあるのかどうか。

小売事業者でも対応できなくなってしまうが、消費者のほうも納得できないというふうな状況の折の、それが、今、申し上げているこの6-6の新たな行政機関、新組織、ここがそういう窓口があるとは思えないのです、この組織のメンバーの形から見ても。

そういうもう一段階上の受け手というのが、どこかに欲しいなというふうに思っております、それは広域機関の中で持ってくださいのかどうか、そこら辺が私、前々からわからないままにありますので、すみません。

それはそれとして置いておいて、私は広域機関の公平性、透明性、例えば優先給電のルールはあるけれども、ルールどおりにしているのかどうかとか、そんなあたりをきちんとやはり見ていくのには、第三者の目線が必要だと前から申し上げていると思っておりますけれども、その折に、何か以前の、私の記憶では、国の機関がさらにそれを見ていくようにするというお話があったように思っていたのですけれども、それがこの新たな行政組織なのかというふうに思っております。

たところ、今の安永さんのご説明だけからでは、そんな細かい日常的な公平性とか透明性までは見ていただけるとは思えにくくて、何らかのルール違反をしたとか、そういうふうなことが明確になった折には、確実に取り消しという話もあったと思いますけれども、そんなお話につながると思うのですけれども、そこら辺がやはりもう少し広域機関を第三者目線で監視するという権限を、ここに持ってもらえるようにできないのかというのが、とにかく逆に私はそういうふうになるところだというふうに思っていましたもので、今のお話を聞いていると、ちょっと不安だなというふうに思って、どこまでそういう権限があるのかというか、広域機関がちゃんと仕事を行えるということをやっているかということがちょっと気になりましたということです。

それで、一番言いたかったのは、小売の場面でもめたときのさらなる受け皿はどこになるのかということが、非常に気になったということです。

それからあと、きょうのお話の中ではなかったのですが、やはり後というお話だったので、小売の事業者が消費者に自分たちの販売するものはこういうものですよということのご説明をやってくださる中で、詳しく、どういう内容の選択のために知らせなければいけない表示の条項の細かい話とかというのは、今後この場で検討していただけるということによろしいでしょうか、という確認が一つです。

それから、あともう一つあって、託送料金のお話が何度もいろいろ出てきて、非常に私としては不安に思っております。それが必ず小売の料金にはかかわってくるわけですから、そのところが見えない、いわゆる総括原価方式的な形で全部入ってくるような気がしますもので、それが適正かどうかというのを誰が見ていくのかというのが、もう少しわかればいいなというふうに思いました。それは、今後の話なのかどうかわかりませんが、よろしく願います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではすぐお答えいただきますので、よろしく願います。

○安永調整官

まず最初に、消費者と小売事業者の間でいろいろトラブルというか、苦情処理をやってくれないなんていうときの窓口を、この新組織がやってくれると思えないというご指摘についてございまして、これは資料のつくり方の問題かもしれませんが、私どもとしては、そうしたことも、この組織がしっかり対応していくということで考えております。

それは資料で申し上げますと、この資料の6-6の10ページ目でございますけれども、書き方が消費者目線でなくて申しわけないですけれども、紛争処理というのをやるというふうに、左側

の①のところとか②の箱の中に書いております。これは、例えば託送制度をめぐる事業者間の紛争処理というのも多いと思いますけれども、恐らくこれは法律に書くと、苦情処理とかそういう書き方になるのかもしれないと、そういうことで、ご懸念のようなことも、まさに駆け込み寺というか、こういうところできちんと対応していくということで――

○辰巳委員

ではもうちょっとわかるように書いてください。

○安永調整官

はい。申しわけありません。

それから広域機関のチェックをどういう形でやるのかということ。先ほどこれは稲垣委員のご指摘に対してのご説明だと、本当に常時ちゃんとやってくれるようなイメージではないのではないかとことでしたけれども、一つ想定される再生可能エネルギーの、例えば出力抑制みたいなことで、日常どうなのだと、ちゃんと見ると、この組織は行政機関ですので、電力会社の給電指令所みたいに、日々の電気の動きを見るようなシステムをつくる組織ではないので、そういう意味でのリアルタイムの監視はしませんけれども、もしそこについて広域機関が、むしろ広域機関が、各一般電気事業者がちゃんとやっているかを見ていくわけですが、そこでおかしいことがあった場合には、これは広域機関の監督権限をそもそも国が持っておりますので、そういう意味では国としてちゃんと対応するというのは、恐らく辰巳委員が想像されているよりは、ちゃんと対応するという事だと思えます。

広域機関の業務も、こういう市場監視とか紛争ごとという要素のもの、それから需給の安定とか、要するに資源エネルギー庁でやる業務の部分と、それからこの組織で見るような部分というのがそれぞれございますので、内容に応じて資源エネルギー庁側で見るのか、この機関の側で見るのかというのは、少し分かれてまいりますけれども、ただ法律の枠組みとしては、広域機関を国が監督するという事になっておりますので、いずれかというのはありますけれども、内容によってはこの組織でも、必要に応じて、したがって問題があれば報告聴取もするし、大臣に対してこの広域機関に対する監督命令を出すべしというようなことも担うということで、しっかりやっていきたいということで考えております。

それから消費者の周りに、まだこれからいろいろ決めていかなければならないガイドライン化の話とか、いろいろございます。これはもちろん私ども引き続きガイドラインをつくっていくのでということで、また改めてこの場でご議論いただけるようにということで準備をしていきたいと思っておりますので、そこはまたご相談をさせていただければと思っております。

○横山座長

それでは稲垣委員のほうから、関連の質問がありましたらお願いします。

○稲垣委員

今の辰巳委員からの質問と、それから安永調整官の回答の中で、要するに紛争処理というシステムがこの規制機関の中に入っているということで、書き方についてのご注文があったので、書き直すときにぜひお願いがあるのですが、規制機関の中、紛争処理機関というと、国民の側というか読み手の側で二つのイメージを持つ、異なったイメージを持つ可能性があるので、その際に規制機関としての紛争処理機関だということがはっきりわかるような書きぶりを、ぜひ検討していただきたい。

具体的には紛議に当たって、事業者がコンプライアンスを維持できているかどうかを評価、監視し、紛議を解決する。こういうふうな視点であるという趣旨を明確にさせていただけたらというふうにお願いがあります。

理由は、紛争処理というと、裁判所とか、その他いろいろな裁判外紛争処理機関があるのですが、一つのイメージは、公平な紛議の処理ということでお話し合いを調整しましょうと。場合によっては第三者が判断しましょうと、こういう公平を旨とする紛争処理機関というイメージが非常に多く定着しています。

一方、裁判外処理機関でも、規制機関の中の自主紛争処理機関の中には、紛議の処理に当たって、事業者が、規制対象がコンプライアンス、つまりルールに従っているかどうかを基準に、それが立証できるかどうかを基準に紛議を解決するという、そういう紛争処理機関もあるのです。

そのところを誤解のないように書き分けないと、この機関が規制機関の中にはあるのだけでも、何か公平な紛議の解決ということで、その目的が達せられるのかというご意見も出ようかと思えます。

制度設計ですから、役所がどう考えるかというのはあるのですが、やはり考え方としては、これは規制機関であり、かつ事業者は細かいルールに従った行動というのが原則ですから、それが維持できているかどうか、立証できるかどうか、そういう事業を促進するという意味もあると思うので、そうした観点で紛議を解決するという組織だというふうにイメージして進んでいただけたら、辰巳委員のおっしゃる目的も達せられるのではないかと。ぜひお願い申し上げます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは寺島委員、お願いします。

○寺島専門委員

ありがとうございます。電源開発の寺島でございます。本日、3点申し上げさせていただきた

いと思います。

1点目は、資料6-4の優先給電指令に関して、既にもう多くの委員の方からご発言がありましたけれども、私はこの「論点2」の中にあります「課題(4)指令に伴う精算ルール」についてお話ししたいと思います。

まさにこのルールは、需給の余剰が発生したときの系統運用者による給電指令ルールの話でありますので、安定供給のために行使する緊急対応の話であると思っておりますが、同時にFIT電源の拡大を前提とすれば、その頻度は高まる、多くなるということも想定されるのではないかと思います。

一般に、通常における中給の需給調整としての供給余剰時の電源の焚き減らし指令というのは、将来のリアルタイム市場を視野に入れて、メリットオーダーで経済合理的な調整力の活用を目指すのだということは、これは当然のことだと思っております。

それゆえに今回の資料では、資料の19ページで紹介にありますが費用精算のイメージとしては、まさに抑制され得る事業者が、事前に抑制されてもいいという「札入れ」をしておきまして、その価格のオーダーの順番に抑制するということが紹介されております。

これは通常の需給調整の仕組みとしては、非常に合理的なものであって、これを今回の給電指令にも適用しようという一例のご紹介ではないかと思うのですが、これはこれで、電源の出力調整が可能な範囲では、焚き減らしに伴う可変費等も勘案して札入れすればできることなので、十分に機能する合理的なものだと思っておりますが、その一方で、発電出力の調整可能範囲を超えて抑制が必要な場合には、その発電機を停止するということになります。その際、起動停止に伴う頻度やそのインターバルが見通せない中で、その費用の増高というのをどう考えればよいかという問題もありますし、さらには多頻度になることによって、機器の寿命の低下、発電機の寿命の低下をもたらしてしまうような発電機もあります。そういうマイナス要素も考えれば、事業者としては、そういうことは極力避けたいというような動きになりますので、その点をどのように評価すればよいか、もし入札行動に反映しろというのであれば、ここは事業者としては非常に悩ましいなというのが率直な印象でございます。

またこの資料の中では、例えば「中給のオンライン調整対象外の電源の場合の精算は、あらかじめ約款等で定める」というようなご紹介もありますが、これもあらかじめ発令される頻度が想定され得ない中で、どのようにあらかじめ定めるのかということも、これも難しいところだと思います。

実はこれらの背景には、現行のFIT制度のもとで、FIT電源を抑制する前提として、火力電源を抑制するのだというルールがあり、そのルールでは火力電源の特性の差を区別なく一括し



て扱っていることにも起因しているとは思いますが、その点はこのワーキングでの議論の範疇ではないということは、私も重々承知しているところではあります。

そうなりますと、我々このワーキンググループとしましては、現行FITルールを踏まえた優先給電指令ルールを検討する必要があるということになれば、まさにこのような起動停止等々になじまない電源種別についても、一定程度の頻度で抑制されなければならないということを想定する、ないしは想定した上でいろいろなことを考えていかなければいけない。そのときには、ご紹介のありました通常のメリットオーダーの仕組みだけで本当にうまくできるのだろうか。ここは、資料の中でも、「精算ルールはさらなる検討課題」だというふうに記載がされておりますので、ぜひそこについてはきめ細かい制度設計を、今後していかなければいけないと一点申し上げたいと思います。

2点目は常時バックアップについてです。資料6-5では、第2段階や、さらには発電部門を分社化した際の常時バックアップルールの在り方について記載されているものと理解しております。

詳細ないろいろな記載はさておきまして、私は、これは基本的な考え方が重要ではないかと思っております。それは7ページにあるとおり、「常時バックアップは自由な卸取引にとってかわっていくべきもの、ないしは代替されていくべきものであり、これを強いて規制下に置いて、市場と独立した卸慣行として固定化すべきではない」という記載があります。ここが非常に重要なのではないかと思います。そのためにも「相対も含めた卸市場の活性化が期待されている」ということが、まさに7ページに書いてあるところであり、そのためにも廃止に向けた緩和された常時バックアップのルールの導入等が待たれているところ、そして将来は廃止へ向かっていくのだということが重要なポイントではないかと思えます。

表現は正しいかどうかわかりませんが、資料を拝見しますと、大規模な発電事業者に対してはそれが分社化された後だとしても、非常に厳しい規制下で常時バックアップを供給し続けるというような記載があちこちに見られますが、それは大規模事業者さんにとっても、本当に望ましいこと、期待していることなのでしょうか、というふうに思います。

また、現状での常時バックアップを考えると、ややともすれば常時バックアップの使い勝手のよさがあるがゆえに、この卸市場の活性化の阻害になっている側面もあるのではないかと考え、ここは関係事業者の予見性を高めるためにも、ぜひとも目指すべき、目標とすべき期限を定めて、資料の7ページにあるような常時バックアップの廃止のプロセスを推進していくことが重要ではないでしょうか。

また、それと並行して卸市場の活性化策や、さらには先ほどの規制機関の中でもご紹介があり

ましたように、市場のモニタリングをしっかりと実践していくことが重要ではないかというふうに感じているところです。

その点では、実は資料6-2では、適正取引ガイドラインの見直しについてご紹介がありました。改めて適正取引ガイドラインの文章を拝見したところですが、その中では新規参入者への卸売りの項でも、「常時バックアップが市場取引に移行される方向」についてうたわれていることを、我々はここで再度認識する必要があるのではないかと思います。

またそのガイドラインの中では、卸電力取引所の項では、電力システム改革専門委員会の報告を引用されまして、「余力は、原則全量、卸電力取引所に投入することが適当である」ということも記載されているということを忘れてはいけないというふうに思っております。

その点では若干、1点目の論点にも関係することではありますけれども、先ほどの系統運用者が、いかんともしがたい状況で行う給電指令、これは緊急性があることで仕方がないと思うのですけれども、そのような事態になるということは、まさに供給力の余剰が発生しているということでもありますので、ここはまさに市場参加者は、スポットのみならず、時間前市場にもその余力を投入することで、ゲートクローズぎりぎりまで市場の活性化を図るべきではないかということ強く感じます。それが広域メリットオーダーの実現、ひいては適正な価格シグナルの発信へつながるのではないかと思います。

3点目でございます。長くなって恐縮ですが、3点目は、これも皆さんからお話がありました系統整備にかかわる発電事業者の負担の件でございます。

資料6-3では、電源線とネットワーク線など電源の設置に伴う敷設や増強にかかわる費用負担の在り方の基本的事項について提起されているものと拝見いたしました。これは単に特定の事業者の電源設置が増強等の契機となっただけをもって、その原因者に費用負担を求めることも、またその逆で全て一般負担とすることも、いずれも適当ではないと、やはり利用実態や受益の対応に応じて、負担の考え方を考えるべきだというものでございます。

実は、この考え方は、より公益的、広域的に利用されるべき地域間の連系線の増強整備にも当てはまるのではないかと感じております。既設のネットワーク設備の運用の公平性とあわせて、この連系線も含めたネットワーク整備の問題は、電力システム改革にかかわる種々の課題の達成のためにも、非常に重要なテーマであると認識しております。

しかし、ここで非常に難しいと感じておりますのは、まさに事務局さんのご提案にもある「受益に応じて特定負担すべきもの」と、「特定のものが受益しているとはいえないために一般負担すべきもの」との区分ではないかというふうに思います。

その点では、本日の資料では、まさに速やかに検討するとの事務局さんからの提案があり、ま

た、その取りまとめとしては、事業者の予見性にも配慮して、具体的な例示なども含めたガイドラインという形をご提案いただいていることにつきましては、まさに時宜を得たご提案ではないかと思っております。このご提案を受けて、我々事業者、そして多くの関係者も、この検討に精いっぱい尽力すべきではないかということ、あえてここで私から皆さんにも語りかけたいと感じておりました、以上3点でございます。

ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは次は大橋委員のほうからお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。全部で4点申し上げたいと思います。

一つは、資料6-3でございますけれども、2ページから始まる系統の設備増強に係る費用負担でありますけれども、事業用の発電設備のそもそも設置に伴う電源線の敷設であるとか、あるいは系統増強の対策費用の負担のルールについては、恐らく分散型電源の中でも再生可能エネルギーとそれ以外とで、若干これまでの経緯から立てつけが異なっていたのかなと思います。特に発電者負担の観点でいえば、電源線に係る部分は、特定負担として負担されてきましたけれども、FIT対象の再生可能エネルギーに関しては、系統増強に係る費用も一般負担の対象としてきた。

これは経緯を振り返ってみると、そもそも系統費用を含めた最終的な需要家の負担が低いところから発電設備の設置を促すことが適当ではないかという観点から、当面こういうふうな形にしていこうということで、当時決めた話だと思います。

こういうことを今回、もう一回見直して、平仄をとる形も含めて、ガイドラインにするのだということの考え方自体は、私もあり得ることだとは思っています。こういうことを考える際に、今後、電源が必要な局面もある中で、新規の電源立地が不公正に阻害されるようなことがあってはいけないと思いますし、そうした観点から、ガイドラインを考えていくことが必要なのかなと思います。

受益の負担については、寺島委員がおっしゃったのですけれども、結構これは難しい話を含んでいると思っています。現行のところから始まって、どこまで関係者の理解ができるところで落とせるのかというところがポイントなのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても事業の予見可能性という観点では、極めて重要なイシューですので、こうしたものをもう一回振り返って議論するという意味では重要だろうというふうに思っています。それが1点でございます。

次に、資料6-4でございますけれども、優先給電に係る話でございます。まずここに2点あります。資料の5ページの論点2なのですけれども、優先給電指令の発動対象は、原則として発電側にすべきだということでございます。

その左下の方向性というところの最初の丸の2行目のところに、「需給調整契約を想定している場合等を除き」という文言があるのですけれども、思えばその下げ局面では、確かに前回、ネガワット取引の類型3は系統にぶら下がっているケースだと思っているのですけれども、そうしたのも発電として考えることというのは恐らくできるだろうということで、類型3をそもそも入れておられたと思うので、それも一応発電だというふうに捉えて、本来だと活用の方向性の道は少なくとも開いておくべきではないかなというふうに思います。

そのあたり若干、記載上見えにくいのかなと思いますので、ぜひそのところは入れていただいて、将来DRの活用の道はきちっと開いておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

15ページ目以降に、検討の課題というのがございます。今回、使える調整電源は、なるだけ系統の下に置いて、それで調整電源として活用しようという考え方は、社会コストを最小化する観点からも極めて望ましい考え方かなというふうに思っています。

将来的にはリアルタイム市場というものと、考え方が整合性をとらなければいけないので、多分リアルタイム市場を見据えながらどういうふうに考えていくのかを議論すべきだと思います。先ほどの、寺島委員の費用精算のルールも、そもそもリアルタイム市場の中で片づける話だと思っていますので、そうふうなものを見据えながらどう機能するのかを考えるのが重要だというふうに思いますが、方向性として、オンラインのものも含めて、調整電源の対象となるものは、なるだけ入れていくというのは重要な視点だというふうに思いました。

以上が6-4であります。

次、資料6-5でございますけれども、常時バックアップの9ページ目のところでございますが、現行の常時バックアップと、分社後の常時バックアップについて、量と価格についての考え方を記していただいています。量については、不等率も含めて適当な考え方、また以前の専門委員会の報告も踏まえた妥当な考え方かなと思います。

価格についても将来、自由な卸取引による競争環境へ移行するということを見据えた上で、自社グループの小売事業者への卸価格と同等な価格にしていくのだというのは、出口として非常に見えやすいのだろうと思います。

若干、私のところで感覚がわからないのが、現行のところからこの卸価格に移行することについてです。現行は需要家種別で価格がついているものが、分社化後の卸価格という一本に収

れんすることになるのかなと思っています。そうすると、事業者によって、どういうふうな需要家種別に供給している需要家にもよるかと思いますが、かなりもしかすると価格が上がる事業者もいるのか、いないのかというのが若干、私は勘どころがつかめないでいます。最終的な出口というのは、もう先ほどいただいた7ページ目の、私もこの方向性でいいと思っていますけれども、仮に激変ということがあれば、それを緩和するようなことというのが、仮にも考えられはしないだろうかと思っています。今回、低圧が入るとのことなので、低圧の部分を供給していない主体にとっては、若干上がり局面だと思うのですけれども、それがどのくらいのインパクトになるかというのは、見ながらこの出口の方向へ向けて進めていくべき話なのかなというふうに思います。

最後、資料6-6のところでございますが、10ページ目を含めて権限のイメージということで書かれていて、委員の皆様方のお話もありましたとおり、新組織に寄せられている期待というのは、大きいのだというふうに思います。

権限と書くと多分10ページ目になるのだと思うのですけれども、他方でこの新組織に求められるもう一つの重要なミッションとして、モニタリングというのがあって、権限ではないと思うのですけれども、恐らくぜひやっておいたらいいのではないかなというふうに思うこととして、四半期でも、半期でもいいのですけれども、モニタリング報告というのを、外に向けて公表していただくということが非常にいいのではないかなというふうに思います。

そうしたことをやる組織だというふうに考えると、今後、事務局の職員の中で外部専門人材として、弁護士、公認会計士等と書いてありますけれども、もう一つモニタリングをできるような人材、エコノミストかもしれませんが、そうした人材ももう一つ3本目の柱として、重要なミッションを担う人材の例になるのかなというふうに思います。

いずれにしても、そうしたモニタリング報告みたいなものを通じて、常時この組織というのが外からの目にさらされている。それで組織として、ある意味、常にシャープでなおかつ専門性を研ぎ澄ますような組織であり続けなければならないという、そのプレッシャーも受けることになるのかなというふうに思います。いろいろな意味で、組織には期待しているものでございますけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、遠藤委員、圓尾委員というふうにいきたいと思いますので、遠藤委員からお願いいたします。

○遠藤専門委員

ありがとうございます。

まず常時バックアップの件ですけれども、資料6-5です。9ページに価格のところがあるのですけれども、自社グループの小売事業者への卸価格と同等の価格であるかということ、規制当局が確認すると書かれています。

ここで、例えば契約量、あるいは契約期間、それから運用方法、それからペナルティー、こういったいろいろな条件があるのですけれども、そういった条件を適切に評価することが非常に重要だと思っています。それらの条件が不透明なままの状態、価格だけが妥当であるとか、妥当でないというような判断をされては困りますので、今後、規制当局におかれては、納得感のあるような条件設定、あるいは考え方というのを明確に示していただきたいと思っております。

それからもう一つ価格の点で、7ページの三つ目の丸の2行目のところに書いてあるのですけれども、常時バックアップはベース代替電源という表現が使われています。

この考え方に基づきますと、分社化後の価格については、先ほどの9ページのところでは、表現が恐らく全電源平均を用いる、基準にするというような表現になっているように感じるのですけれども、これについてはベース電源代替ということであれば、ベース電源相当の電源の平均価格を基準にするというのが妥当な考え方ではないでしょうか。これにつきましても、今後、規制当局のほうでご検討をいただければありがたいと思います。

それからもう一つ、先ほど寺島委員のほうから常時バックアップの廃止に関してご発言がありましたので、少し私の考えを申しますと、将来的に廃止するという方向性については、前々からそういう整理になっておりますし、特に反対することではないと思っておりますけれども、廃止すること自体が目的ではなくて、廃止できるような市場環境、競争環境にするということが重要だと思っています。

今のままの取引所取引ですと、日々変動するようなスポット市場に、全ての電源をそこから調達するというのも、電力会社との競争という観点では非常に難しいですし、市場の厚み自体が非常に少ないことも課題です。それから先渡し市場とか相対市場、これはいろいろな公営電源なども含めたものと思っておりますけれども、そういった市場も非常に薄い中で、常時バックアップというのに頼らざるを得ないというのが現状だというふうに思っておりますので、今、言ったような総合的な環境が整備されるということが、常時バックアップを廃止するためには必要な条件だと考えております。

それから続きまして、低圧自由化後の常時バックアップの利用についてなのですが、スマートメーターが設置されますと、30分単位で計量値がわかるようになりますので、低圧の契約電力も特高、高圧と同じように実量制に移行していくということも考えられます。そうしますと、

低圧の不等率というのが、現状よりも小さくなる方向になるのではないかと考えています。

12ページの説明では、現在の低圧と高圧の不等率の比が3倍程度であるということ、これを前提として今回の新電力の利用枠の1割というのが決まっているのですけれども、低圧が先ほど言いましたように、もしも実量制のほうになるとすると、1割では足りなくなる可能性が出てくると思っています。

したがって、スマートメーターの設置によって実量制が広がっていく場合には、不等率の変動を確認して、実質的に問題のないように、利用に関する考え方の見直しを行っていく必要があるのではないかと、そういったご検討をお願いしたいと思います。

それから低圧の部分供給についてでございます。まず特高・高圧についての現状を申し上げますと、工場などの産業用需要家に対しては負荷率が高いこと、それから相対的に小売料金が安いことなどから、新電力が供給するのは難しいという状態でした。ただ、これについては、現在は部分供給が可能となりましたので、新電力が供給できる範囲が従来に比べると広がってきているということかと思っています。

しかしながら、低圧については、今回21ページで整理されているように、部分供給という選択肢が除かれるという案になっておりますけれども、実は低圧においても、家庭だけではなくて、低圧電力契約と言われるような、これは事業者さんが多いのですけれども、高負荷率で相対的に単価が安いというお客様も相当多数いらっしゃいます。調べたところでは500万件ぐらいのそういった需要家の方がいらっしゃるのですけれども、こういった需要家には、私どもはなかなか供給するのがまた厳しい領域になっていると思います。

そういった需要家への供給の可能性というのが、部分供給がなくなることによって、大きく低下してしまいかねないというふうに心配しています。

先ほど安永さんから低圧の部分供給は禁止ではないということでご説明があったのですけれども、ここで一回こういう整理がなされますと、恐らくなかなか電力会社さんと協議しても受け入れていただくのが難しいのではないかとこのように思いますので、その部分供給、低圧の部分供給を行わない理由として、制度的意味合いというのも書かれていますけれども、事務コストの増大という、ある意味電力会社さんの都合によって、今回行わないということであれば、需要家の選択肢を確保するという観点からは、代替になるような手段がやはり必要ではないかというふうに考えています。

例えば常時バックアップを今以上に使いやすい形態に変えとか、それから電力会社のほうで常時バックアップに代わるような、ほかの卸供給の協議に応じていただくというようなことも考えていただけないかというお願いでございます。

それから資料6-3、費用負担に関してですけれども、ネットワーク側の送配電設備のコストを特定負担とすることについては、現状の実際の状況から考えますと、問題も大きく、いろいろあるだろうというふうに思っています。新規参入者というのは、先ほど松村先生のほうからも少しお話があったのですが、基本的に新規参入者が発電所を新設するときには、特定負担になる可能性がとても大きく、場合によっては、数百億円というような規模の負担額が要求され、それによって新設を断念するということが容易に想像されます。これに対して電力会社の場合は、既設のリプレースが基本ですので、特定負担が生じる可能性は極めて少ない。

このように現状を考えたときには、イコルフットィングという観点で問題があるのではないかと。そしてもう一つ言いますと、新規電源の多くは最新火力など調整電源としての機能も役割も期待されるものですので、そういった電源にブレーキがかかるということは、社会的に見ても大きな損失になるというふうに考えます。

一方で上位系統につきましては、当然長期的な視点で効率的、最適な全国規模での設備形成というのを行って、系統利用者全体が恩恵を受けるということも重要な視点かなというふうに思っています。

今回のその費用の負担の在り方につきましては、今、申しましたような電力会社と新規参入者のイコルフットィングの観点、それから電源の新設を阻害しないという観点、また全国大での効率的な設備形成といった、こういった観点をバランスよく考慮して、丁寧に議論していただきたいというふうに思っております。そういった議論をする際には、我々新規参入者も、ぜひとも加えていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから資料6-4の優先給電の論点3のところなのですが、考え方としては、お示ししていただいたことなのかなと、理想的にはそういうことになるのだというふうに思いますけれども、優先給電指令というのが実際どの程度発動されるのか、それがどの程度影響が出るのかというのが、今までの状況ではよくわからない、我々自身も、それによってどのくらいの影響を被るかわからないということがありますので、非常にそういった意味では実際運用してみないとわからないということで、心配な面が多いということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

先ほど松村委員からもありましたけれども、やはり公平にそういったことが行われること、それから、その影響度については、やはりきちんと事後になっても評価する必要があるのではないかとこのように思っております。

すみません、長くなりましたけれども、あと電車連さんの資料についてなのですが、これ、こういう数字を出していただいてありがとうございます。ただ、例えば6ページ目の増分費



用の単価の考え方のところなのですけれども、まだ見直すべきところがあるのではないかというふうに思っています。

先ほど中野委員のほうからも、引き続き精査していきますというご説明がありましたので、恐らくご検討いただけたらと思うのですけれども、例えば④のLNGと石油を置きかえるところの考え方なのですけれども、ここに書かれているのは、平均単価で、単価差で置きかえますという考え方なのですが、実際には恐らく一番高いLNGの単価とそれから、石油でいうと一番安いほう、これを順番に置き換えていくという考え方が妥当なのではないかというふうに思いますので、この計算だと恐らく過大に見過ぎているのではないかと思います。運用の実態を踏まえて、算定していただけるように、もう一度ご検討をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員お願いいたします。

○圓尾委員

まずネットワークの費用負担のところです。6-3の資料に関しては、何人かの委員がお話されているとおり、基本的にはこういう方向でいいと思いますが、ただ、「その受益の範囲に応じて」をどう考えていくかという点が、潮流の状況等が刻々と変わるネットワークをどう考えていくかという点が、非常に難しい問題だと思いますので、ガイドラインを作成される中で考えていただければと思います。関連して二つ三つお話しします。

ミクロ的な視点で受益の範囲がどうかを考えるだけではなく、たしか林先生もおっしゃっていたと思いますけれども、広域機関の役割を活用するのが大事と思っています。つまり、広域機関と送配電事業者が、将来にわたってどのようなネットワークを形成していくのが日本にとって適切なのかを議論した上で、設備計画をつくられていくことになると思うのですが、新たにできようとしている電源が、その方向性に沿ったものなのか、そうではないものなのかで、捉え方も違ってくると思います。

私も専門家ではないのでわかりませんが、例えば、需要に対して供給サイドが非常に乏しくて、この辺に新しい大きな電源ができればいいなと思っていたところ、期待していなかったのにできる場合、計画していたネットワークに対しての別のエリアでの設備投資を抑制する効果が出てくるかもしれないと思います。そうであれば、電源線も一般負担にすることを考える余地だってあるのではないかと思います。

日本全国の今の需給状況を考えると、一般電気事業者であろうと新規参入者であろうと、特に

大型火力の新設は非常に大事なことだと思いますので、遠藤委員もおっしゃっていたように、そこに対してディスインセンティブが働くようなことがないような整理は必要だと思います。それをしておかないと、記述にもありますけれども、既発のリプレースだけが相対的に得するようなことが懸念されるという点は、大事なポイントかと思います。

それから6-5、常時バックアップの9ページのところの量と価格の考え方についてです。これも何人かの方がお話しされていましたけれども、私もこの価格のところに関しては、同じような懸念を持っています。つまり、今までの高圧・特高の常時バックアップに対して、負荷率が相対的に悪い低圧も含めた卸価格を平均値で使うとなると、常時バックアップの料金を私は知りませんが、平均したら高いほうに寄ってしまうことが懸念されるのではないかと思いますので、卸価格を分ける、もしくは遠藤委員がおっしゃったように条件を細かく見ることによって、比較対照として適切なのかどうかというのを検討していく、もしくは従来と同じような算定の方式で計算したものと大きな齟齬はないかということを確認することを、規制側でモニタリングしていく必要があるのではないかと、私も思いました。

それから最後に行政組織については特段、申し上げることはありませんけれども、松村先生がおっしゃったとおり、やはり人、誰を選ぶかがとても大事なポイントだと思いますので、そこはよく検討していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、野田委員のほうからお願いいたします。

○野田専門委員

ありがとうございます。

私からは資料6-3の系統増強等に係る費用負担の在り方について、コメントさせていただきたいと思います。

基本的には、私どもとしても本日提示された内容に異論はございませんし、また委員の皆さんからもいろいろ意見はありましたけれども、異論がないということであれば、今後、各論点に沿って、より詳細な検討が進められていくものと認識しております。

この詳細検討に当たっては、これまでも議論されてきましたが、事業者間の公平性の観点、効率的な設備形成の観点、さらにはお客様の負担の観点などから、慎重に検討を進めていただきたいと考えております。

例えば、効率的な設備形成の観点、及びお客様の負担の観点から申し上げますと、送電線は一

度建設すると長期間使用しますので、将来の系統利用を適切に見込んだ設備を構築することが重要になります。そのため、今回検討される費用負担の仕組みにおきましても、将来の系統利用を適切に織り込みながら、効率的な設備構築を実現できるものとしていただく必要があるのではないかと考えております。加えて、状況変化がなければ継続して使用できた設備を取りかえ、増強する際などには、一般のお客様に必要以上のご負担とならないような配慮も必要ではないかと考えております。

また、事業者の公平性の観点ということでは、新たな仕組みによりまして、設備増強時に費用をご負担いただいた発電事業者と、設備構築後に連系する発電事業者との間の公平な取り扱いについても考慮する必要があるのではないかと考えております。

なお、本ワーキングの守備範囲ではありませんが、FIT制度による再生可能エネルギーの連系増加に伴って、今回論点になっております系統増強費用のほか、調整力確保費用の増加も生じます。その他、賦課金や回避可能費用の課題も含めて、個々の専門的な議論も必要ですけれども、最終的な国民負担の水準ですとか、あるいはその負担の在り方を含めたトータルの議論を行う必要があるのではないかと考えておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして沖委員、お願いいたします。

○沖専門委員

それでは資料3の負担金の問題がいっぱい出ているのですが、この中で問題になっている3ページの(1)ですけれども、発電事業者の受益割合の考え方で、ここが非常に曖昧な表現になっているので、これをどうやって公平にやるというか、客観視するかという問題、我々非常に気にしているものがありまして、実は今は第一変電所までの電源線での負担金というのが、一般的な火力発電所の場合、なっていますけれども、これがその上位側のほうにもこれから波及するということを考えると、我々にとってみると、普通の再生可能エネルギー以外の電源についても、これから負担増になってくるのが非常に懸念されますので、この辺のところを客観的にやっていく方法をこれから考えてほしいというのが1点ございます。

そこで実は今、公平な設備形成の観点というお話もあったのですが、実は情報公開の在り方を考えて、実際に負担金の事例、どういうふうな形でこの電源について、例えばこういう工法でこういう設備が、これくらいの形で工費は幾らとかといった、具体的なものをこれまではほとんど未公開といいますか、出ていないので、それを参考にすることで、新たな電源の計画が立てられ

るといった、参考にできるようなものを、これからは少し開示していただきたいというのが、実は公平な数字なのかどうかという、実はこれまで、実際に接続検討を出して、出てくる価格ももちろんそうなのですが、実際のルート、工法、それから実際の単価、そういったものが全て我々としては全てギブンの形になっているのですが、比較するものがない、例えば電力会社によっても随分、その進め方とか実際の積算の形に違和感を感じる人が多いので、そういう意味ではある程度の公開ということを前提に進めていただければ、ある意味公平な設備形成ということが、より進んでいくのではないかなと思いますので、そういうところもせつかく少しルールを変える時期なので、それを含めてお願いしたいと思います。

それから優先給電のお話なのですが、6-4ですか。松村先生から、この優先給電の適用時期の話がありまして、できれば第三段階でもいいのではないかというお話があったのですが、第2段階で、我々のほうでは構わないと思いますし、優先給電の、実際に自動的に負荷制限をかけられるような遠隔操作ができる電源というのは、実は新電力ではほとんどありませんので、実際にはそういった形の優先順位が高くなる電源はまずないと思いますし、それから不合理なそういう指令が一般電気事業者のほうから出ると我々、考えておりませんので、常識あるそういった制約が出るというふうに我々信じておりますので、第2段階でも全然問題ないというふうには思っております。

それから6-5の資料の常時バックアップと部分供給のお話ですが、21ページにあります部分供給のこれからの進め方の中の、特に低圧の件なのですが、いろいろな費用がかかるということで、部分供給、低圧はとりあえず、必ずしも応じることを求めないという結論になっていまして、我々としては、実際にコスト自身は我々が新電力側のほうも実は部分供給の契約をすれば当然、請求の業務が発生して、ある意味結構、こちらのほうもコスト増になることはあり得ることなので、積極的に低圧までも部分供給を進めるかどうかというのは、今、社内でもいろいろ問題になっているところはあります。

遠藤委員からも、今、ご提案がありましたけれども、実は低圧の産業用とか業務用のお客様で、実際に部分供給でコストダウンできるお客様、いることは事実なので、その人たちを完全に無視するという、これは非常に問題があると思いますので、遠藤さんのおっしゃった代替となる卸供給の仕組み、そういったものを低圧のこういった、取りこぼしてと言うのは変ですけども、部分供給でしか救えないような、そういったお客様を拾い上げるような、そういった卸の制度、一度考えていただくことも、これは非常に大事なことかなというふうには思っておりますので、ご一考いただきたいと思います。

それから、これも遠藤委員からご指摘ありました資料4の調整力のお話なのですが、実

は、遠藤委員のご指摘と全く同感の部分がございます、資料4の6ページなのですが、LNGの従来型と油の平均単価で、実はこの費用を計算されておられるということなのですが、当然、見直しがあるかどうかというのがまたあるのですが、実は前の5ページの下に絵があるのですが、下の左側のほうが、一番経済的な運用をしたらこういう形になる。

要するにメリットオーダーからいくと、安いものから順番に入れていって、最後に一番高いもので調整すればいい。これだと調整力が足りないので、実際には右の絵のように、高いのだけでも、余裕を持たせてそこで調整力をカバーするという形になっているのですが、実際にこの緑色の、多分、LNG3台ありますけれども、これは実際には恐らく経済負荷配分と言われる最もコストがよくなる形でやっておられますから、最上積みのところというのは一番高い価格になっているはずですので、実際に石油価格の部分とLNGの価格の差分というのは、平均ではなくて、LNGを最上積みの最も高い価格、それから石油については最も安い価格で恐らく代替している形だが、これが一般的な給電の運用だということになっているはずなので、やはり平均というのはどうもなじみにくいというか、そこは実際の運用と乖離があるというふうに考えるのが一般的だと思いますので、こここのところはぜひ実態の給電運用を考慮した上で、もう一度計算をいただきたいというのがお願いでございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

またこの質問については、もしお答えできるようなら、後でまたお答えいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして中野委員、お願いいたします。

○中野専門委員

今ほど沖委員、それから先ほど遠藤委員からご指摘がございました。その件につきましては、単価だけではなくて、電力量についても、これからもう少し精査をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは2点、お話をさせていただきます。

まず資料6-1の広域機関に関する制度設計についてでございます。今回、事務局のほうから広域機関が策定、認可申請する送配電業務指針に記載すべき内容の全体像を示していただきました。なお、具体的な内容につきましては、現在、設立準備組合が中心となり検討を進めております。広域機関、業務開始まであともう2カ月余りでありますけれども、我々としてもこれまでの経験、知見を踏まえまして、専門的立場から、この策定に引き続き協力してまいりたいというふ

うに考えております。

もう一点は、優先給電指令ルールについてでございます。優先給電指令につきましても、事務局より新たなルール案が今回提示されたところでありますけれども、我々、系統運用を担う立場として少し考えを述べさせていただきます。

まず論点2の発動対象でございますけれども、第2段階でライセンス制、それから計画値同時同量制度が導入されます。現行どおり新電力等の小売事業者に対して、抑制指令を行うこととなりますと、指令ルートが煩雑となりまして、迅速性確保にも問題があると考えております。

優先給電指令の発動対象は、新電力等であっても小売側ではなく、発電側に対して行うというこの事務局提案には賛成であります。

また、論点3の発動順位でございます。こちらにつきましても一般電気事業者が調達した発電機と新電力等が調達した発電機は同順位とするルール案につきましては、やはり事業者間のイコールフットINGの観点などから適当と考えております。

なお、こちらの詳細部分や適用時期につきましては、やはり沖委員のほうからも話もありましたけれども、実効性などの面から引き続き検討が必要と考えております。我々としても、安定供給の確保の観点から検討を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず寺島委員の先ほどの発言なのですが、私はそのまま許容できない。許容できないというのは、もしこのままあの発言が流布してしまつて、みながそう信じると、本当に自由化の市場が壊滅しかねないと思っています。

常時バックアップに関して、これを当てにして新規参入を考えている事業者はきっといると思いますし、今の事業者でも、一定程度依存しているということもあると思います。近い将来なくなってしまうだろうということになったとすると、予見可能性という観点から見て、新規参入に著しいブレーキになるのではと懸念しています。

これに関して、ガイドラインで将来的には廃止して、市場取引に移行していくと書いてあるではないかという点に関して、もう一回よく考えていただきたい。このガイドライン、書かれたのは一体いつですか。これが書かれたときには、少なくとも今ごろには廃止されているか、あるい

は少なくとも廃止のスケジュールが具体的にできるほどに、卸市場がきちんと整備され、もう常時バックアップ廃止の受け皿が十分、準備万端できているということ、少なくとも私は期待していたというか、予想していた。多くの人がそうだったのではないかと考えています。

しかし、現状は、そういう受け皿が、この制度ができてから、こんなに時間がたっているのにもかわらず、まだ全然整備されていない。安心して廃止しても事業が継続できるという状況にほど遠いということ、このガイドラインをもう一度読み直されたなら、そのことをもう一度認識していただきたい。J-POWERの切り出しのことなども典型的な例なのですが、あんなささやかなことですら、まだほとんど進んでいないという状況で、そんなことを議論できる段階ですかということは、もう一度ちゃんと考えていただきたい。

それから、整備されていない状況の最も大きな責任を負っているのがJ-POWERだとは決して思いませんが、J-POWERだって当事者だということを少し認識していただきたい。

切り出しが進んでいないというのは、もちろんJ-POWERが反対して進んでいないということではないということは、多くの方はよくわかってはいますが、当事者の一人ではあるわけです。それからこの委員会の委員の中から、私が言ったわけではないですけども、切り出しが進んでいないのは、ひょっとしてJ-POWERのほうも、総括原価に守られたような形で、安定的な収益が見込めるような一般電気事業者に売ることのほうがメリットが大きいので、実は消極的なのではないか、などというような発言すら出てきた。私は事実ではないと思いますが、そういうような発言が出てくるほど、J-POWERだって必ずしも相対市場の長期市場育成に対して、必ずしも積極的でなかったではないか。

一般電気事業者の入札には応じるということがあっても、そうではなくて、J-POWERが主導権をとって、買い手を募って、自分たちはこういう形で長期契約で供給するから、入札で電源を売りますなんていうようなことが積極的に出てきているわけでもなく、切り出しに関しても実は大規模なものをやると、安定的に総括原価で買ってくれるところが減ってしまうから、むしろわずかな切り出しが居心地がいいのではないかとかという、そういうふうに思われている可能性もあるということは、きちんと認識していただきたい。

その上でJ-POWERがこんなに主導権をとって市場の育成をやろうとしているのだけれども、常時バックアップがこんなに使い勝手がよすぎて、価格が低過ぎて、だから自分たちは合理的な値段でやろうと思っても、買い手があられないから市場が育成できないという状況が現にあらわれている段階で、そういうことを言うだけなのなら、相当説得力はあると思います。しかし現段階では私はまだまだ具体的に廃止すべきだということを明確に打ち出すということに言及するのは時期尚早。長期的に廃止が理想だということはみんな共有していると思いますが、

それ以上の踏み込みができるほどにまだその受け皿が整備されていないということだと思います。

私は寺島さんの発言は、そのような整備をするということに最も力を尽くすべきだ。現状ではほとんどできていないけれども、常時バックアップの使い勝手をよくするということだけに注力するのではなく、廃止できるような環境整備にもっと力を注ぐべきだという発言だと受け止めます。それ以上のことがあるのだとすると大きな問題だと思います。私は賛成しかねます。

それから次に、常時バックアップの価格について複数の方から意見が出てきましたが、私は、これは基本的には小売価格を参照するときにプールしないということをするれば、問題解決すると思います。勝手にプールするということをするには、もうそれで問題解決すると思います。これはあくまで不平等な価格ではないということの必要条件ですから、ベース電源として使うということからして、おかしくないような小売価格全てに関して、整合的であるということを目指すということをするれば済む話ではないか。負荷率が非常に悪くて結果的に販売価格がすごく高くなっているというところに関しては、その制約にきっと引っかからないでしょう。だからそこでアディショナルに見ても何の問題もないと思いますが、それぞれの種別ごとに見て、インコンシステントにならないことをきちんと確認すれば、問題解決すると思います。

それから資料5ですが、野田委員からF I Tのことでご発言がありました。確かにこの委員会のマターではないけれども、確かに重要な問題だと思います。系統ワーキングで、実際にどういう火力発電所の運用になるのかというような姿が少し出てきたということがありますが、あれを前提にすればF I Tの関連の調整コストがどれぐらいになるのかということも同じ手法で、同じ発想で、もちろん値は違ってくると思いますが、できると思いますので、ぜひ一般電気事業者には、電気のプロとしてそういう準備をしていただいて、国民から、どれぐらいのコストがかかるのかというのを知りたいという要請があったときに、迅速に対応できるように、ぜひ準備をお願いいたします。

それから資料5に関して、各電力会社でコストの差がそれなりにあるということが明らかになったと思います。差があるといったって、数銭のことなのだから、一般電気事業者の金銭感覚からすると、ごみみたいな値段なのかもしれませんが、量が相当大きいので、それなりの格差だと私は思っています。

そうすると各地域で5%上げ代を確保するというのがいいのか、連系線の利用も考えて、全体として例えば西日本全体として最大電力が落ちたときの対応として、これだけ持っておき、連系線の制約があるから地域ごとにこれだけで、需要に対する割合はこれだけということにして、全ての地域に5%上げ代を準備するというのをしないということをする、かなりコストが削減できるということをあらわしているデータなのかもしれない。



したがってこれはそういう議論の必要性も示唆した資料だと思います。ただこういう発言をすると、この後見直したときに、それはとても都合が悪いからというので、四国電力だとかのコストが高くなるように、推計の方法を変えとかということになると、とても困るのですが、そういう不誠実なことはきつとしないだろうということを前提として、この数字自体はそれなりに客観的な誠実な数字だと思いますので、地域間でコスト差があったということは、私たちは認識する必要があります。

最後に、優先給電に関して、私が先ほど余計なことを言いましたが、本来はここに書かれているようなものをできるだけ早くやるというのが望ましい。しかし、ひょっとして新規参入者の方に不信感というのがあると問題かもしれないから、インテンシブな監視、やるならインテンシブな監視が、と余計なことを言いましたが、今、明確にその点は信頼しているということをおっしゃっていただいたので、それを否定する発言がこの後出てこなければ、先ほどの発言は撤回させていただきます。第2段階でやることに賛成いたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

辰巳委員ですね。お願いいたします。

○辰巳委員

すみません。先ほど言おうと思って忘れていたことなのですけれども、資料6-6のところ、例えばスライド2とか、最後の10でもいいのですけれども、単語なのですけれども、単純に。10のほうが見やすいかな。①のところ「適切な監視」と書いてあって、その下は「厳格な行為規制」とか、その下のほうにまで。要するに「厳格」と「適切」という単語が結構使われていて、監視も厳格にやってほしいなというふうに思ったりもするので、この使い分けの意味を知りたいと思ったのです。

以上です。

○安永調整官

厳格にやりたいという思いと、適切にやりたいという思いが交錯して、このような表現になっておりますので、いずれについても、いずれのマインドも持ってやっていくということでご理解いただければと思います。

○横山座長

よろしゅうございますでしょうか。それでは前田委員からお願いします。

○前田専門委員

ありがとうございます。部分供給について、お話をさせていただきたいと思います。

部分供給はご案内のとおり、一つの需要に対して、二つの供給者ということでございますので、それだけ役割分担とかこういったことも含めて、手間もかかる、協議もかかるという、こういうことでございます。

先ほど遠藤さんのほうから、事務コストの増大というのは電力会社の都合ではないかというご指摘もありましたけれども、沖さんのほうからも、一方でそういった契約が複数化するというようなことに伴うコストというのも、全般的に発生するという、こういうこともございますし、それからコストもそうですけれども、非常に協議の中身にめぐって、たくさん数を部分供給の契約ということで整理をしていこうと思うと、時間がかかって、その結果なかなか、どれだけそういうご要望が来るかという量にもよるかもしれませんが、少なくとも低圧というところに開いたときに、非常に大きな数の申し込みが来たときには、期待されている契約の納期までに本間に間に合うのかどうかというようなことも非常に心配されるところでございますので、そういった面でお客様にご迷惑をかけるということも可能性としてはあるのではないかとことなので、今回整理をいただきましたような、そういった現実的な問題を踏まえて、整理をした中で、低圧については、必ずしも求めないという方向性について、私どもは賛成しております。実務面でも、そういったご配慮をいただけているのではないかなというふうに思っております。

そういう面で言いますと、もう一個、高圧小口の話でございますが、これは程度問題の話もありますけれども、そういった意味でフィールドが非常に件数として広いという意味で、同様の中身にはなるのですけれども、こういったことから、まずは案1なのだけれども、この先、案2というところを目指して検討するという、この整理についても、私どもは賛成でございます。

しかしながら、再三今までもお話が、ご指摘もありましたように、それではそちらを閉じるのであれば、卸のほうは今の状態でどうなのだという、こういう話になりまして、ご提案のように常時バックアップではなくて、ほかの卸の代替手段というものを考えるのかという、こういうお話になるかと思えます。

あくまでもこの部分については、民衆の自由の卸取引契約ということで、両者が納得できるという、こういうことになるのだと思うのですけれども、常時バックアップしかないというようなことで進めていくということにはならないというふうに思っていますので、これから内容については協議をさせていただくということで、私ども対応してまいり、それが最終的に市場との関係でどうなるのかというのはあると思いますが、結果的に卸の活性化、あるいは健全な競争の環境が、それで整うということであれば、そちらのほうにも応じてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは寺島委員ですね。お願いいたします。

○寺島専門委員

ありがとうございます。

先ほどの松村委員からのお話を受けまして、私どもから一言お話しさせていただきたいと思えます。

まず初めにガイドラインの制定以降、依然として卸市場の活性化状況については、常時バックアップを廃止できるような状況になっていないのではないかと、またそういう状況の中で、小売全面自由化という時期を迎えるに当たって、新規参入者がいろいろ予見可能性を高めるために、こういう制度をちゃんと残しておかなければいけないのではないかとということ、そのことに対して、もちろんそういう事情を踏まえるべきことは承知しておりますし、それを無視して、ひたすら廃止にがんがんいくべきだということを申し上げているつもりは毛頭ございません。そういう事情も踏まえつつも、一方で卸市場の活性化についても、頑張っていかなければいけないのではないかとということを上申したつもりであります。

あわせて、切り出しが進んでいないことについては、ある意味では電源開発そのものの取り組み云々ということも含めまして、一方の当事者としても、一定の責任があるというような認識を持っている人もいるのではないかとか、そういうお話をいただきました。その点では先生からは、「自分はそうではけれども、そういう人がいることを重く認識しろ」というふうに言っていたのだと思います。この点については、大変重く認識した上で、今後、一般電気事業者さんとのご協議を鋭意、進めてまいりたいと感じておるところでございます。

最後に、私が申し上げたかったことは、卸市場が活性化に向けて、この関係者が力を合わせてやっていくべきであるということを重ねて申し上げておるつもりでございまして、そのことについては、表現の中で一部不十分なところがあったかとは思いますが、その点について松村委員からも、「その件であれば受け取れる、理解する」というふうに言っていただきましたので、そのとおりに受け止めていただければと考えておりますので、最後に補足させていただきました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは最後に野田委員のほうからお願いします。

○野田専門委員

ありがとうございます。

先ほど、沖委員から接続検討結果についてご意見がありましたけれども、それに関してお話しさせていただきたいと思います。

まず、接続検討結果の妥当性については、現在、広域機関の業務として、どのように確認するのかというルールが議論されていると思います。そういうものも含めて、検討をしていくものだと思いますけれども、とりわけ発言のあった送電ルート等の公表については、例えば、公表することで用地の取得が困難になって、建設が困難になるとか、あるいは工事の入札に支障を与えるということが考えられますので、慎重に扱っていく必要があると考えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、一応皆さん、委員の皆さんからご意見をいただいたということで、事務局のほうは何か、最後、もうないですか。

どうもありがとうございました。

たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日のこの議論の結果をまとめさせていただきますと、まず論点1の広域的運営推進機関に関する制度設計、第1段階について、それから論点2の適正取引ガイドラインの見直しについて、これにつきましては特に皆様のほうからご意見がありませんでした。このご報告していただいたような方向性で、引き続き事務局で具体化を進めていただければというふうに思います。

論点3の電力系統増強・敷設に係る発電事業者の費用負担の在り方につきましても、長期的な観点から託送料金の見直しがついているというようなご意見がありましたけれども、今後の短期的なこの見直しにつきましては、この御説明いただきました方向性で進めさせていただくということで具体化をお願いしたいというふうに思います。

論点4の給電優先ルールにつきましても、皆様から特にご反対はなく、いろいろご意見はありましたけれども、この事務局のご報告の方向性で具体化を進めてもらいたいというふうに思います。

5番の論点の常時バックアップ、部分供給につきましては、特に低圧の部分供給につきまして、いろいろご意見をいただきましたけれども、常時バックアップ、それから卸供給を十分に充実させるというような、いろいろな検討を進める中で、この低圧部分供給の事務局からのご提案の方向性について、異論はなかったものというふうに思いますので、この方向性で具体化を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、新たな行政組織についてという6-6、これもいろいろご意見をいただきました。ありがとうございました。具体的に検討を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから論点7、論点8でございますが、特に論点8の調整力確保、周波数調整の調整力確保につきましては、コストの算定、託送料金の算定に当たりまして、いろいろまだまだ検討していただきたいというご意見がございましたので、検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、今井さん何かご意見ございますか。何かご質問ありましたら、今井さんには、きょうオブザーバーで出ていただいておりますけれども、特にございませんか。ではまた次回でも何か計算結果が出ましたら、お願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

ということで、以上のような形で、今後、具体化を事務局において進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうも本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、安永さんより今後のスケジュールについてご説明いただきます。

#### ○安永調整官

きょうは朝早くからありがとうございました。

次回でございますけれども、少し間をおいての次のタイミングということになると思いますので、また日程は改めてご連絡させていただきたいと思います。

#### ○横山座長

それでは本日の制度設計ワーキンググループ、これにて閉会としたいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—

#### 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879